

平成18年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成18年9月6日(水曜日) 午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員(26名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 23番 鈴 木 正 道
 25番 伊 藤 鐵

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 24番 神 子 功
 26番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干潟支所長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	堀 川 茂 博	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	花 香 寛 源
監 査 委 員 長	平 野 哲 也	農 業 委 員 会 長	小 田 雄 治
飯岡荘支配人	野 口 國 男	農 務 局 長	小 田 雄 治
		病院経理課長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事務局 長 来 栖 昭 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（鈴木正道） ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより平成18年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（鈴木正道） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木正道） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。7番、景山岩三郎議員、8番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（鈴木正道） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第３回定例会の会期は、本日から９月２８日までの２３日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月２８日までの２３日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第２４号までの２４議案と、報告第１号から報告第４号までの報告４件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、助役、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（鈴木正道） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第２４号までの２４議案と、報告第１号から報告第４号までの報告４件を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 平成 17 年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2 号 平成 17 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 17 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 17 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 17 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 17 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 17 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 17 年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 17 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 18 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 18 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 18 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 18 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 旭市特別職報酬等審議会条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 21 号 東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 22 号 財産の取得について
- 議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 24 号 専決処分の承認について
- 報告第 1 号 平成 17 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 17 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 17 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（鈴木正道） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成18年旭市議会第 3 回定例会を招集させていただき、平成17年度一般会計決算及び各特別会計決算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

合併後 1 年余りを経過し、平成18年度も半年を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。

この場をおかりして、皆様に深く感謝申し上げる次第であります。

それでは、開会に当たり、提出いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号から議案第 9 号までは、平成17年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

なお、平成17年度各会計決算は、昨年 7 月 1 日の合併以後、新市としての 7 月から本年 3 月までの 9 か月分となっております。

議案第 1 号は、平成17年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額200億9,194万8,756 円、歳出総額187億9,841万998円となり、歳入歳出差し引き実質収支は12億9,353万7,758円となりました。

議案第 2 号は、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定が、歳入総額60億9,431万9,772円、歳出総額56億1,035万4,318円、歳入歳出差し引き 4 億8,396 万5,454円となり、施設勘定が、歳入総額6,968万7,436円、歳出総額4,892万9,582円、歳入歳出差し引き2,075万7,854円となりました。

議案第 3 号は、平成17年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額36億3,011 万6,420円、歳出総額36億1,500万3,385円となり、歳入歳出差し引き1,511万3,035円となりました。

議案第４号は、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額26億3,104万1,735円、歳出総額24億9,415万1,000円となり、歳入歳出差し引き１億3,689万735円となりました。

議案第５号は、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額６億1,976万24円、歳出総額５億9,605万1,945円となり、歳入歳出差し引き2,370万8,079円となりました。

議案第６号は、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額4,008万9,099円、歳出総額4,008万9,099円となり、歳入歳出差し引き０円となりました。

議案第７号は、平成17年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数１万7,843件、普及率76.0%、９か月間の給水量は448万735立方メートルとなりました。

決算額の内容については、収益的収支において、事業収益が13億380万2,180円、事業費用は12億7,612万2,714円となり、差し引き2,767万9,466円の純利益となりました。

また、資本的収支においては、収入6,301万3,250円に対し、支出は４億6,785万5,459円となり、収支不足額４億484万2,209円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第８号は、平成17年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は25万8,198人、外来患者数は64万6,388人でありました。

決算額の内容については、収益的収支において、総収益221億6,828万5,851円、総費用217億2,327万995円となり、差し引き４億4,501万4,856円の純利益となりました。

また、資本的収支においては、収入８億262万5,000円に対し、支出は33億9,449万5,995円となり、収支不足額25億9,187万995円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第９号は、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者１万4,479人、休憩者5,853人でありました。

決算額の内容については、収益的収支において、事業収益が１億4,889万6,872円、事業費用は１億3,949万1,619円となり、差し引き940万5,253円の純利益となりました。

また、資本的支出は、建設改良費2,156万7,754円、企業債償還金258万1,511円となり、収支不足額2,414万9,265円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億8,000万円を追加し、予算の総額を254億6,000万円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税に２億3,336万6,000円、使用料及び手数料に200万円、国

庫支出金に1億3,621万4,000円、県支出金に6,830万2,000円、財産収入に339万円、寄附金に164万1,000円、繰越金に7億9,353万8,000円、諸収入に4,012万2,000円、市債に1,570万円を追加し、繰入金から1,427万3,000円を減額するものであります。

歳出については、総務費に6億9,378万1,000円、民生費に1億2,660万9,000円、衛生費に204万6,000円、農林水産業費に4,822万1,000円、商工費に1,385万6,000円、土木費に5,300万円、消防費に740万円、教育費に1,508万7,000円、諸支出金に3億円、予備費に2,000万円を追加するものであります。

議案第11号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定において、歳入歳出にそれぞれ3億8,862万円を追加し、予算の総額を73億5,462万円とするものであります。

議案第12号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億3,441万3,000円を追加し、予算の総額を31億8,144万3,000円とするものであります。

議案第13号は、平成18年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、収入に治験収入などによる2,630万円と、支出に重油価格の高騰などによる3,631万円を追加するものであります。

議案第14号は、旭市特別職報酬等審議会条例の制定についてでありまして、特別職の給料の額等について諮問、審査するための審議会を設置するに当たり、地方自治法第138条の4第3項の規定により必要な事項を定めるものであります。

議案第15号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たに産業医の報酬を定めるものであります。

議案第16号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、住民基本台帳法の一部改正及びあさひ健康福祉センター旧館の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者の負担割合を改正するとともに、保険給付の一部について見直しを行うものであります。

議案第18号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消防組織法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

議案第19号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国

における「林野火災の有効な低減方策検討会」の報告に基づき、火災警報発令時の山林、原野等における喫煙制限規定を設けるとともに、ボイラーの構造基準等について所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、施設の老朽化に伴い、当該施設を解体、廃止するに当たり、条例を廃止するものであります。

議案第21号は、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、現在、建設が予定されている新たな一般廃棄物処理施設の建設及び管理運営を東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理する事務として行うこと及び規約に所要の改正を行うことについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、財産の取得についてでありまして、消防防災設備として水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、指名競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち1名が12月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、阿部秀利氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第24号は、専決処分の承認についてでありまして、平成18年度旭市水道事業会計補正予算について、経営改善の一環として企業債を借り換えるに当たり急施を要したため、専決処分をしたものであります。

報告第1号は、平成17年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成17年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成17年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に、当面する市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、去る7月4日に海上支所で発生した中学生転落事故について申し上げます。

この事故は、海上中学校3年生が3階議場の屋上へ侵入し、明り取りの窓の上ではねて遊

んでいた際に起きたものであり、屋上から議場の床まで転落、頭部を中心に大けがを負ったものであります。

幸い、事故後の処置が迅速であったため、順調に回復を続け、既にリハビリを開始しているとのことであり、私もひと安心しているところであります。

なお、事故現場についてはすべて修復を済ませ、再発防止のため、屋上の出入り口へのかぎの取り付け、メンテナンス用のはしごの撤去、立ち入り禁止標識の大型化を実施いたしました。

また、この事故を教訓に、庁舎や学校など市が所有、管理するすべての施設を一斉点検し、事故につながる可能性がある箇所については緊急な改善を進めておりますし、教育委員会においては、各学校に対し、事故防止を徹底するよう指導いたしました。

今後、このような事故が二度と起こらないよう、施設管理に万全を期してまいります。

次に、国民宿舎飯岡荘の送迎バスについてご報告申し上げます。

飯岡荘の送迎バスは、合併後、従来どおりの運行管理を続けておりましたが、新聞報道を受けて調査したところ、実費とはいえ一部の利用客を有償で送迎していたことが判明いたしました。

8月9日には、千葉県警による家宅捜索があり、本格的な調べが始まっております。

市といたしましては、警察の捜査に全面的に協力し、過ちは過ちとしてしっかりと受け止め、改善していきたいと考えております。

なお、飯岡荘の送迎バスの運用については、既にすべて無料の送迎に切り替えております。

今後とも利用客へのサービス第一に考えながら、経営の安定に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の深いご理解をお願いするものであります。

次に、総合計画の策定状況について申し上げます。

平成19年度を初年度とする「旭市総合計画」については、中学生の研究、意見発表会、さらに総合計画策定市民会議の議論を経て基本構想の素案が固まり、この素案に市民の皆様の意見を反映させるため、広報あさひ及びホームページ等で公表してご意見を募集しているところであります。

議員の皆様にも素案をご覧ください、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

この基本構想は、だれもが健康で安心・安全に暮らせる「日本一住みよいまち」を目指すための総合的かつ計画的な市政運営の指針として、平成28年度を目標年次として定めるものであり、まちづくりの基本理念を「自立・共生・協働によるまちづくり」、将来都市像を

「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」として、新市建設計画の内容を尊重することとしております。

ただし、今回の計画策定の中で、事業計画や財政推計に当たって最も基礎的資料となる人口推計については、平成17年度国勢調査を反映した結果、新市建設計画策定時の人口推計を下回った数値となっております。

なお、市民の皆様からのご意見の募集期間は9月20日までとしており、お寄せいただいたご意見を十二分に検討し、計画策定に生かしてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

環境の保全に関する基本的な方向性を定め、将来にわたり市民の皆様が健康で文化的な生活を確認できるまちづくりを進めるため、旭市環境基本計画を策定することといたしました。

策定に当たり、市民の皆様のご意見やご意向をお聞きするため、環境に関する住民アンケートを実施することとし、現在、市民や市内の事業者及び市内小・中・高校生、合計3,000人の方々にアンケート調査をお願いしたところであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

高齢者の仲間づくりを推進し、閉じこもりを防止するための地域ふれあい交流事業については、社会福祉協議会と各支会のご協力を得て全地域で取り組みを開始いたしました。

6月7日に、中央地区東町青年館で行った「悪質商法についての研修」を皮切りに、栄養指導、健康体操、防犯対策、保育所園児との七夕飾りづくり等、8月末までに11の支会で実施し、18か所368名の参加をいただきました。高齢者の方々が家に閉じこもらず、元気に交流していただければと考えております。

この事業にご協力いただいた役員、講師、児童等たくさんの方々に、この場をおかりして深く感謝申し上げます。

次に、敬老大会について申し上げます。

昨年度の敬老大会は、合併後初めての実施ということもあり、東総文化会館1か所を会場として開催いたしましたが、今年度は関係団体と協議の結果、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3か所で、敬老の日の9月18日に開催することといたしました。

より多くの皆様方の参加を期待しております。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、本年4月1日から、障害の種別ごとに異なっていた福祉

サービスが一元化され、さらに10月1日からは、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的に地域生活支援事業を実施いたします。

新たに取り組む事業は、聴覚、言語機能障害者等への支援として手話通訳者等を派遣する「コミュニケーション支援事業」、社会生活上必要不可欠な外出の際の移動の支援を行う「移動支援事業」、障害者の自動車運転免許取得や、みずからが所有し運転する自動車を改造する場合の経費を助成する「自動車運転免許取得・改造助成事業」などであり、今後、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による取り組みを、効果的・効率的に実施してまいります。

これらの取り組みが、障害を持った方々の自立に少しでも役立てばと考えております。

次に、保育事業について申し上げます。

指定管理者制度の導入を検討している干潟保育所については、これまでに保護者説明会を2回開催し、併せてアンケート調査を実施いたしました。

保護者の皆さんからは、運営が民間に切り替わることへの不安や、保育士がすべて入れ替わることによる子どもの心への負担を心配する意見が多く寄せられました。

市では、来年4月からの移行を目指しておりましたが、こうした保護者の方々の意見等を踏まえ、実施時期を1年延期することといたしました。

その間に、当初は3か月と考えていた引き継ぎ期間についても再検討し、十分な理解を得ながら指定管理者の導入を進めていきたいと考えております。

次に、子育て支援について申し上げます。

乳幼児親子の交流の場として6月に開設した「つどいの広場」は大変好評をいただいております。8月末までの延べ利用数は1,600組、1日平均25組となっております。予想以上の数の親子に利用していただいております。潜在的な需要の多さに驚いておりますが、今後も子育てアドバイザーによる相談や手遊び、親子体操等のプログラムを実施するなど、メニューの充実に努めてまいります。

児童手当については、4月1日から支給対象年齢の引き上げなど、制度が拡充されたことに伴い、広報あさひやホームページによる周知に努めるとともに、対象となる約1,000世帯への個別通知の発送、休日窓口の開設、平日の受付時間を延長するなど、制度の変更に伴う事務に万全を期したところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

適応指導教室については、指導員が家庭や学校との連携を図りながら、不登校児童生徒に

対し、きめ細かな指導を行っております。4月から7月までの期間に、不登校の児童生徒のうち6名が適応指導教室に通うことができるようになり、夏季休業中も登校日を設けるなど、2学期には学校へ登校できるよう継続して児童生徒への支援を行っております。

外国語指導助手派遣事業については、8月に新しく2名のALTがアメリカ合衆国及びニュージーランドから着任いたしました。2名のALTは、海上中と飯岡中を中心に英語の学力定着のための指導を行う予定であります。

沖縄県交流事業については、7月26日から3日間、市内小学生20名が沖縄県中城村を訪問いたしました。

中城村では、交流会や学校訪問等の機会を通して、旭市と中城村の小学生が友好を深め、思い出深い体験をすることができました。

今後も継続的に交流を図ってまいりたいと考えております。

小・中学校の部活動については、海上中学校ソフトボール部と飯岡小学校吹奏楽部が東総の代表として県大会で優勝し、千葉県代表として関東大会に出場することになりました。

飯岡小吹奏楽部は、茨城県で今月10日に開催される大会に向け練習中であり、海上中ソフトボール部は、8月8日から開催された関東大会で2回戦まで勝ち進みました。今後ますますの活躍を期待するものであります。

まもなく各小・中学校においては、秋の運動会が開催されます。議員各位におかれましては、ぜひ最寄りの会場に足を運んでいただき、子どもたちの活躍に温かい声援をお願いいたします。

次に、社会教育について申し上げます。

明日の社会を築いていく地域の青少年が何を考え、何を求めようとしているかを発表する機会として、11月25日に、市内の小・中学生及び高校生等25名による旭市青少年意見発表大会を開催いたします。昨年の大会では、有意義で活発な意見がたくさん発表されたことから、今年は東総文化会館で開催することといたしました。

議員の皆様はじめ多くの市民の方々にもお聞きいただきたいと思います。

文化振興については、7月14日から飯岡支所2階に美術作品等の展示・鑑賞のほか、多目的に利用できる施設として市民ギャラリーをオープンいたしました。旭市文化協会主催の開設記念展示会では、協会員からたくさんの出展をいただき、市民をはじめ多数の来場者の目を楽しませていただきました。

また、8月6日には、天の川ライヴフェスティバル「第2回市民音楽祭」を開催いたしま

した。市民参加型事業として定着してきたこともあって、16団体264名の参加をいただき、集まった大勢の聴衆の方々から大好評をいただいたところであります。

さらに、10月28日に開催する市民ミュージカルについては、演目も「白いノートの落書き」と決まり、40名の出演者それぞれが与えられた役づくりに向け、稽古に励んでいるところであります。

体育振興については、日ごろ大勢の方々に利用されている総合体育館が、今年で開館10年目を向かえ、8月31日には、利用者数が延べ100万人を突破いたしました。このことは、総合体育館が市民の健康づくりの場としてしっかり定着するとともに、さまざまなスポーツの大会の開催場所として人気を得ている結果だと受け止めております。

今後も市民の健康増進に向けたさまざまなニーズに応えながら、より利用しやすい施設運営に努めてまいります。

また、10月には「第58回千葉県民体育大会」が競技種目別に県内各地で行われる予定であり、旭市では、総合体育館において卓球競技が開催されます。この県民体育大会には、旭市から13種目に264名の選手が出場することになっており、それぞれの種目で活躍を期待するものであります。

さらに、11月には千葉県高校駅伝大会と関東高校駅伝大会が、東総運動場とさくら台野球場を周回するコースで開催されますので、京都の都大路で行われる全国大会を目指す高校生の熱い走りを応援していただきたいと思います。

図書館事業については、インターネットによる蔵書検索システム導入により、学校や家庭からの蔵書検索や予約、さらには調べ学習への対応も可能となり、利便性が大幅に向上いたしました。

また、合併に伴いサービス提供範囲も広がったことから、図書の共有化とサービスの均一化を図るため、7月14日から図書館と各公民館の図書施設をネットワークで結び、どの施設からでも自由に図書の検索、貸し出しができるようにいたしました。

次に、商業について申し上げます。

本年4月1日に合併、誕生した新「旭市商工会」は、地域に貢献し、発展していくための総合的な計画を策定する必要があることから、このたび千葉県の支援を受け、ビジョン策定研究会を立ち上げました。

一方、既存商店会等の振興を図るため、新生商工会の合併記念事業の一環として新しい共通商品券事業に取り組んでおり、市内の商店会等の集合体として組織する「旭市商業振興連

合会」を事業主体として、この秋にもプレミアム付き共通商品券の発行を予定しております。この共通商品券発行事業は、本市における商業振興の一翼を担うものであり、市としても側面から支援したいと考え、今議会に提出した補正予算に補助金を計上したところであります。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光事業については、飯岡海水浴場、矢指ヶ浦海水浴場の開設をはじめ、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、市内外から24万人を超える大勢の皆様にお越しいただいたところであります。

夏期観光期間中、無事故で盛況裏に終了することができましたことは、観光協会をはじめ関係団体のご協力のたまものと心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区への企業誘致については、千葉県と連携して取り組んでおりますが、企業誘致には、情報提供・情報収集が重要となることから、初めての試みとして、去る8月22日に、市内の金融機関と有識者を交えて企業誘致懇談会を開催いたしました。懇談会では、市の現状と工業団地の概要をご説明して率直な意見交換を行うとともに、企業誘致に結びつく情報の提供をお願いしたところであります。

近年における景気回復傾向を受け、引き合いも徐々にではありますが増えてきておりますので、今後も積極的に企業誘致活動を展開し、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、農業について申し上げます。

農産物の収穫の時期を向かえ、昨年同様に市内3か所を会場として産業まつりの開催が予定されております。11月5日には、旭スポーツの森公園で「いきいき旭・産業まつり」、同じく12日には、干潟中学校グラウンドで「ふるさとまつり・ひかた」、23日には、海上コミュニティ運動公園で「海上産業まつり」が開催され、農水産物の直売や無料配布などたくさんの催しが行われますので、大勢の皆様にお集まりいただきたいと思います。

今後ともこのようなイベントにより、農水産業や商工業など本市産業の力を感じていただくと同時に、その発展に役立てていきたいと考えております。

千葉県下第1位の生産量を誇るいちご栽培において、農業者7名による「旭市観光いちご組合」が6月に設立されました。

組合では、冬のいちごシーズンに向け、インターネットやチラシ等によるPRを予定しており、こうした取り組みは、県下第1位の農業産出額を上げていながら、産地PRが足りな

いのではとの声がある本市農業の活性化に向け、最も必要な事業の一つであると考えられることから、今後とも積極的に支援してまいります。

このほか、施設園芸においては、飯岡地区で「園芸王国ちば」強化支援事業を利用した施設の規模拡大が進められております。

今後とも国・県と連携をとり、意欲ある農業者の支援を進めてまいります。

また、青少年の交流と旭市の農業のPRを目的に、市内農業団体等の協賛を得て第1回旭市親善少年野球大会を、この夏、開催いたしました。

市内15チームのほか、江戸川区をはじめ県内外から17チームが参加し、賞品や参加賞として旭市の農畜産物を手にした子どもたちからは笑顔があふれ、「農業のまち旭」のイメージアップを図ることができました。

今後とも都市との交流を図りながら、本市農業のPRを進めてまいります。

次に、水産業について申し上げます。

県内第2位の水揚量を誇る飯岡漁港の西堤防については、老朽化が目立ち、危険な状態が見受けられるため、この秋から国の事業として改修を行うことになりました。観光を視野に入れた散策等のできる堤防に改修したいと考えております。

また、原油価格高騰による燃料費の増大等で漁業者の経営は大変厳しくなっていることから、漁業共済制度の充実と併せ、漁業経営の維持・拡大等について制度資金の拡充を図るほか、市としても積極的に支援してまいります。

次に、あさひ健康パーク整備事業について申し上げます。

あさひ健康パーク整備事業については、8月にパークゴルフ場の造成工事に着手いたしました。今後は、18年度内に防風と飛砂防止のための植栽と芝張りを行い、19年度末のパークゴルフ場完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道として、国道126号飯岡バイパスに接続する東西線市道01-031号線については、千葉県海匝地域整備センターと調整を図りながら工事着手の準備を進めてまいります。同じく東西線の市道01-020号線は、用地測量を実施しており、同時に道路拡幅のための用地交渉を進めております。また、南北線については、JRをまたぐ橋梁の予備設計と広域農道まで約3キロメートルの測量業務を行っているところであります。

次に、下水道事業について申し上げます。

今年度予定した東町・網戸地先の幹線管渠工事とその周辺4.2ヘクタールの面整備工事に

については、8月に工事に着手いたしました。工事に際しましては、住民の皆様に交通規制や騒音といったことで迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、病院事業について申し上げます。

部分稼働している電子カルテシステムについては、8月に再来予約機能の追加等さらに利便性を向上させており、10月の本格稼働に向けて、作業を進めてまいります。

また、医療制度改革や医師不足、看護師を入院患者10人に1人から7人に1人へ増員する問題など、病院事業を取り巻く環境はさらに厳しさを増しておりますが、さらなる病院機能の向上のため、病棟の再整備に向けて基本計画の策定を進めているところであります。

次に、防災について申し上げます。

去る9月3日、合併後初めてとなる防災訓練を、旭中央病院を会場に地元中央地区並びに関係団体の皆様総勢1,300人の参加をいただき実施いたしました。

今回は、発災対応型の訓練として、会場までの避難訓練、自衛隊とボーイスカウトの皆様による炊き出し訓練、電気・電話等のライフラインの復旧や備蓄品の輸送訓練、消防団等による火災防御訓練、医師会等による負傷者の応急手当訓練などを実施したところであります。

当日は天候にも恵まれ、大変な暑さにもかかわらず、たくさんの方々のご協力によりまして、無事所期の目的を達成することができました。ここに厚く御礼申し上げます。

近年の災害は、複雑多様化しております。災害はいつどこで発生するかわかりません。今後もこのような訓練の実施により、地域住民の連帯意識の高揚を図り、被害を最小限に食い止め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、災害時における被災者の救助を民間の力をかりて速やかに実施するため、新たに旭市歯科医師会、千葉県トラック協会海匝支部及びイオン株式会社ジャスコ旭支店と応援、協力協定を締結いたしました。

これにより、災害時における医療や、より迅速な物資の調達、配布が可能になるものと考えております。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

市民の足であるコミュニティバスについては、本年4月1日より旭地区を本格運行とし、市内5ルートの運行を開始いたしました。利用状況も4月から6月の3か月間で2万5,380人に上り、昨年同時期に比べ13.3%増となっております。これらの運行内容については、コミュニティバス検討委員会等の場で継続して調査・検討を行っており、市民ニーズに沿った効率的で利便性の高い運行に努めてまいりたいと考えております。

なお、バス車両の購入については、財団法人宝くじ協会より2台の全額助成の採択をいただきましたので、今回の補正予算に関連する経費を計上したところであります。

次に、子ども議会について申し上げます。

7月25日に開催した子ども議会については、市内の小・中学校から25名の子ども議員が選ばれ、環境問題や防犯問題、コミュニティバスなどまちづくりについて貴重な意見をいただきました。これらの意見について、実施すべきものについては早急に、長期的に考えるものについては、策定中の総合計画の中でしっかり検討するよう指示したところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道）　ここで11時まで休憩をいたします。

休憩　午前10時48分

再開　午前11時　0分

○議長（鈴木正道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（鈴木正道）　日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　高埜英俊　登壇）

○財政課長（高埜英俊）　議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算について、補足説明をいたします。

初めに、概要です。

お手元にお配りしてあります平成17年度（7月～3月）旭市一般会計歳入歳出決算に関す

る説明資料、決算書ではございませんで説明資料の方でございます。そちらの方をお開きください。

今回の決算は、合併後の7月から3月までの9か月分ですので、前年度との単純な比較はできません。

金額部分の前年度との比較は、平成16年度の旧1市3町及び一般会計に入った一部事務組合の通年ベースの決算額の合計額と比較したものです。

構成比の比較は、福祉部門等、町では行っていなかった事務が市になってから行うこととなったものもありますので厳密な比較はできませんが、参考数値としてお考えください。

資料の1ページです。

第1の決算規模です。

平成17年度一般会計（7月～3月）の決算規模は、歳入は200億9,194万9,000円で、前年度比26.4%の減、歳出は187億9,841万1,000円で、前年度比27.3%の減となり、歳入歳出差し引き額である実質収支は12億9,353万8,000円となります。

第1表は、前年度との比較のグラフですが、12か月決算と9か月決算では比べることができないことから、参考として、点線の右側に、平成17年度の決算規模を旧1市3町及び一般会計に入った一部事務組合の4月から6月分までの決算額を含め、重複する歳計剰余金を除いた通年ベースの合計額のグラフを載せました。

この金額を申し上げますと、歳入は253億738万5,000円、前年度比7.3%の減、歳出は240億1,384万7,000円で、前年度比7.1%の減となり、歳入歳出差し引き額である実質収支は12億9,353万8,000円となります。

第2、歳入の第2表です。2ページです。

決算額の構成比は、市税が19.7%で、前年度比3.3ポイントの減、地方交付税は22.0%で前年度比4.8%の減です。

市債の構成比は12.9%で3.0ポイントの減です。

次に、下の方、歳入決算額の主な項目です。

市税から市債まで、金額及び前年度との比較は記載のとおりです。

ここで、4月から6月分を含む通年ベースの数値と前年度との比較を申し上げます。

市税は63億7,463万4,000円で、前年度比1.6%の増、地方交付税は75億6,007万3,000円で、前年度比3.4%の増、国庫支出金は15億3,816万1,000円で、前年度比8.8%の増、県支出金は11億100万1,000円で、前年度比9.9%の増、市債は26億900万円で、前年度比39.8%の減とな

っています。

3 ページです。

第3は、歳出の主な目的別決算額です。大きい順に、民生費、総務費、公債費、教育費、衛生費、土木費などで、金額は記載のとおりとなっており、その構成比は、第3表目的別歳出の構成比のとおりです。

第4表の性質別歳出の構成比における経常的経費の割合は74.9%で、前年度と比較して0.1ポイントの減、このうち義務的経費は47.6%で2.4ポイントの減となっております。

4 ページの下です。

第4は、財政の弾力性です。経常収支比率は93.6%で、前年度比3.6ポイントの増です。

この要因は、7月の合併でしたので、工事費において事業期間が限られるなどの理由により、投資的経費が減った一方で、扶助費において旧3町では県の業務であった生活保護費や児童扶養手当給付事業が移譲され、物件費も合併関連経費などが増加するなど、経常的経費が増したことになります。

5 ページです。

第5は、将来の財政負担であります。第7表の公債費比率の推移は16.2%で、前年度比0.4ポイントの減となりました。

第8表は、市債の現在高・借入額・償還額の推移です。17年度の現在高は253億9,696万8,000円であり、これは市民1人当たり約36万1,000円となります。

6 ページです。

第9表は基金現在高の推移ですが、17年度末における基金の総額は32億58万4,000円で、市民1人当たり約4万5,000円となります。

運用基金である土地開発基金及び奨学基金を除くと24億7,124万円ほどになり、これは市民1人当たり約3万5,000円となります。

以下、7ページは歳入歳出決算総括表、8ページは市税徴収実績表です。市税徴収実績表の右下の部分、収入割合というのがありますが、そこが前年度に比べて低くなっておりますが、これは7月から3月の収入のみを計算したためにこのようになっており、通年では、先ほど申し上げたとおり、前年度を上回っております。

9ページは歳入の状況、10ページは目的別歳出の状況、11ページは性質別歳出の状況、12ページは目的別・性質別歳出決算、13ページは目的別歳出財源内訳表、14ページ及び15ページは目的別歳出における節別集計表となっております。

16ページは、一部事務組合負担金の概況及び推移と、小・中学校及び保育所経費の推移となっております。小・中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費の比較です。

なお、この金額は7月から3月の数値であるため、前年度と比べておおむね4分の3程度となっております。

次に、17ページ以下です。

17ページ以下は、主な施策に関する事項です。様式の上段にある事業名欄の括弧書きは、当該事業の決算書掲載のページです。

また、決算額及び財源内訳欄の上段の数値は合併後の9か月の決算額であり、下段の括弧書きの数値は、4月から6月分を加えた12か月分の数値を掲載してあります。

それでは、決算書をお開きください。

平成17年度決算書に記載の金額は、合併後の7月から3月までの9か月分です。ですから、そのまま前年度と比較することはできないことから、各款について、平成17年度決算を旧1市3町及び一般会計に入った一部事務組合の4月から6月分までの決算額を含め、重複する歳計剰余金を除いた通年ベースの金額と、平成16年度通年ベースの比較を申し上げます。

3ページから14ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので省略いたしまして、18ページの歳入から説明いたします。

なお、ページの説明は、原則として見開き左側のページを申し上げます。

18ページです。

1 款の市税は、調定額54億3,663万4,383円に対して、収入済額は39億5,850万2,470円です。通年ベースの数値を申し上げますと、収入済額が63億7,463万4,343円、前年度比で1億205万1,646円、1.6%の増となっております。

20ページです。

2 款地方譲与税は、収入済額5億6,746万1,000円で、通年ベースでは6億8,797万9,000円、前年度比で1億3,610万4,000円、24.7%の増であります。

主な理由は、国庫補助負担金改革に伴い、所得譲与税による税源移譲があったためであります。

3 款利子割交付金は、収入済額2,889万6,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で1,386万6,000円、32.4%の減です。

22ページです。

4 款配当割交付金は、収入済額1,784万5,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で

756万円、73.5%の増です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額2,982万7,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で1,760万7,000円、144.1%の増です。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 4 億9,858万1,000円で、通年ベースでは 6 億4,891万1,000円、前年度比で4,878万7,000円、7.0%の減です。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額 2 億9,708万4,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比157万2,000円、0.5%の増です。

24ページです。

8 款地方特例交付金は、収入済額 1 億1,317万2,000円で、通年ベースでは 2 億1,978万9,000円、前年度比で429万9,000円、2.0%の増です。

9 款地方交付税は、収入済額44億1,220万6,000円で、通年ベースでは75億6,007万3,000円、前年度比で 2 億4,725万9,000円、3.4%の増であります。

全国平均で減少している中で増の要因としては、特別交付税において合併市町村に対する国の財政措置である包括的特別交付税措置や、合併移行経費に対する財政措置などがあったことによるものです。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,479万7,000円で、通年ベースでも同額で、前年度比で34万1,000円、2.3%の減です。

11款分担金及び負担金は、収入済額 5 億8,954万6,514円で、通年ベースでは 7 億6,538万4,564円、前年度比で 1 億5,953万9,728円、17.2%の減です。

減の主な理由ですが、前年度に旧 3 町の広域情報ネットワーク事業、電算システム統合事業、火葬場等の各負担金があったことによるものです。

26ページです。

12款使用料及び手数料は、収入済額 3 億1,355万3,056円で、通年ベースでは 4 億122万7,166円、前年度比で1,095万9,383円、2.8%の増です。

飛んで30ページです。

13款国庫支出金は、収入済額13億5,132万1,988円で、通年ベースでは15億3,816万1,269円、前年度比で 1 億2,390万8,037円、8.8%の増です。

主な理由は、1 目 3 節生活保護費負担金 1 億694万円の増で、生活保護扶助の事務が合併により新市の事業となったことによるものです。

飛んで34ページです。

14款県支出金は、収入済額10億6,335万7,352円で、通年ベースでは11億100万955円、前年度比で9,960万9,207円、9.9%の増です。

主なものは41ページになります。

41ページ、2項4目1節備考欄6番、強い農業づくり交付金の富浦営農組合経営構造対策事業が増となっております。

飛んで44ページです。

15款財産収入は、収入済額7,392万9,242円で、通年ベースでは9,916万9,357円、前年度比で2,264万7,996円、18.6%の減です。

主なものは46ページです。

2目1節土地売払収入で3,074万6,000円の減であり、その理由は、前年度に比べて売り払い面積が減となっております。

16款寄附金は、収入済額128万円で、通年ベースでは178万円、前年度比で1,669万3,480円、90.4%の減です。

主な理由は、前年度に水産業費寄附金があったことによるものです。

48ページです。

17款繰入金は、収入済額8億5,886万2,980円で、通年ベースでは11億2,250万5,791円、前年度比で9億7,095万5,862円、46.4%の減です。

主な理由は、2目財政調整基金繰入金が税収の増等により4億5,085万7,000円の減となり、また、前年度には庁舎増改築基金繰入金があったことによるものです。

50ページです。

19款諸収入は、収入済額33億52万6,154円で、52ページになります。4項3目備考欄の16番から23番は、合併に伴う前の団体等の歳計剰余金です。これらは歳入と歳出で重複しますので、これらを除いた通年ベースでは3億3,006万9,559円、前年度比で1億699万272円、24.5%の減です。

20款市債は、収入済額26億120万円で、通年ベースでは26億900万円、前年度比で17億2,490万円、39.8%の減です。

主な要因は、平成16年度の広域情報ネットワーク事業1億4,520万円、電算システム統合事業6億1,010万円、干潟西小体育館建設事業1億9,910万円、市税減税補てん債借換債9億7,110万円が減となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について、款ごとに前年度と比較をしながら主な事業について説明いたします。

飛んで58ページです。

1 款議会費は、支出済額 3 億1,486万5,877円で、通年ベースでは 4 億5,723万3,584円、前年度比で1,286万5,086円、2.9%の増です。

60ページです。

2 款総務費は、支出済額37億2,658万7,670円で、通年ベースでは48億3,290万1,980円、前年度比で 1 億8,619万933円、3.7%の減です。

主な理由は、1 市 3 町広域情報ネットワーク事業と電算システム統合事業が減となったことによるものです。

飛んで73ページです。

3 目文書広報費の備考欄 2 番、広報活動費は、広報あさひの発行及び旭市を内外に紹介するため、市政ガイド等を作成したものです。

飛んで77ページです。

備考欄 5 番、新市「市の花」「市の木」制定事業は、新市の市の花、市の木を広く市民から募集して制定したものです。

飛んで85ページです。

8 目電子計算費備考欄 4 番、電算システム統合事業は、新市として円滑な住民サービスが行えるよう、平成16年度と17年度の 2 か年で、旧市町の住民記録、税、福祉、財務会計などの電算システムの統合を行ったものです。

87ページです。

10目地域振興費の備考欄 2 番、コミュニティ育成事業は、地区集会施設整備事業で 1 地区、コミュニティ広場遊具設置事業及び祭り用品購入事業で 3 地区、児童遊園の緑化事業で 1 地区に補助を行ったものです。

飛んで93ページです。

12目合併記念事業費は、新旭市誕生を記念し、平成17年10月29日に東総文化会館において記念式典を行ったものです。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料17ページから23ページまでに記載してございます。

飛んで116ページです。

3 款民生費は、支出済額37億6,895万1,331円で、通年ベースでは51億3,100万1,234円、前年度比で4 億1,050万4,749円、8.7%の増です。

主な内容は、児童扶養手当及び生活保護扶助の事務が、合併により旧3 町分が新市の事業となったことにより増となっております。

飛んで137ページです。

備考欄2 番、介護予防事業は、要介護状態への進行を予防するため、各種支援事業を委託したものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の24ページから43ページまでに記載してあります。

4 款衛生費は、支出済額16億4,369万579円で、通年ベースでは25億5,180万6,471円、前年度比で14億4,434万1,793円、36.1%の減です。

主な減の理由は、前年度に一部事務組合負担金として計上されていた旭中央病院組合負担金を13款の公営企業繰出金に、塵芥処理組合負担金の公債費分を12款公債費にそれぞれ組み替えたことによるものです。

飛んで165ページです。

1 項2 目予防費は、生活習慣病の予防や早期発見のため、健康相談、基本健康診査及びがん検診など各種検診事業などを行ったものです。

飛んで183ページです。

4 目環境衛生費の備考欄7 番、不法投棄防止活動事業は、不法投棄監視員等の監視・パトロールによる防止活動や、市内に不法投棄された廃棄物の処理を行ったものです。

飛んで191ページです。

2 項2 目塵芥処理費の備考欄3 番、塵芥処理施設運営費は、一般廃棄物の収集や処理及び旭クリーンパーク施設などの維持管理を行ったものです。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料44ページから50ページまでに記載してあります。192ページです。

5 款労働費は、支出済額2,765万2,950円で、通年ベースでは3,535万4,394円、前年度比で302万7,439円、9.4%の増です。

飛んで196ページです。

6 款農林水産業費は、支出済額10億9,287万4,882円で、通年ベースでは12億5,072万7,455円、前年度比で8,263万7,293円、7.1%の増です。

主なものは、飛んで211ページです。

1 項 3 目備考欄13番、経営構造対策事業で、富浦地区農事組合法人のライスセンター建設などや、原油価格高騰に対応した施設園芸省エネルギー化推進事業への補助による増です。

4 目畜産振興費、備考欄 1 番、畜産振興事務費の19節資源リサイクル畜産環境整備事業負担金は、良質な堆肥生産施設等の建設に補助をしたものです。

213ページです。備考欄 3 番の家畜排せつ物利活用施設整備事業は、家畜ふん尿が有効に利用される堆肥施設などの建設や機械の導入に補助をしたものです。

飛んで219ページです。

5 目農地費備考欄 9 番、広域農業基盤整備事業は、清滝Ⅱ期地区ほか 4 地区のほ場整備事業に補助をしたものです。

飛んで223ページです。

3 項 2 目水産振興費、備考欄 2 番の地域水産物供給基盤整備事業は、人工漁礁設置に補助をしたものです。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の52ページから61ページまでに記載してあります。

224ページです。

7 款商工費は、支出済額 1 億7,122万1,346円で、通年ベースでは 2 億7,798万30円、前年度比で9,115万352円、24.7%の減であります。

主な減の理由は、前年度に商工会館建設事業があったことによるものです。

飛んで229ページです。

1 項 2 目商工振興費備考欄 1 番、商工業振興事務費は、商店会等が商店街の活性化のために実施するイベント事業や施設改修などに補助をしたものです。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の62ページから66ページまでに記載してあります。

飛んで238ページです。

8 款土木費は、支出済額13億7,583万3,858円で、通年ベースでは17億3,803万4,413円、前年度比で7,438万8,106円、4.1%の減です。

飛んで249ページです。

2 項 3 目道路新設改良費の備考欄 2 番の道路新設改良事業は、道路改良、道路排水施設等の整備や、道路用地の購入などを行ったものです。

251ページです。

備考欄4番の旭中央病院アクセス道（南北線）整備事業は、事業実施に向けての予備設計及び測量業務を行ったものです。

備考欄5番の1級2号線交通安全施設整備事業は、主要地方道多古笹本線交差点から大原幽学史跡公園駐車場までの用地買収と、東総運動場東側までの歩道の整備を行ったものです。

備考欄6番の1級5号線地方特定道路整備事業は、東総広域農道及び農免道路との交差点改良と排水路横断工事を行ったものです。

253ページです。

備考欄7番の防衛施設周辺民生安定事業は、防衛施設周辺の忍坂横根線ほか2路線の整備を行ったものです。

飛んで257ページです。

3項2目街路費備考欄4番の旭駅前広場等整備事業は、駅前線用地の土地開発基金からの買い戻しを行ったもの及び用地買収や物件調査、防塵舗装などの県事業への負担金です。

飛んで261ページです。

備考欄5番のパークゴルフ場整備事業は、あさひ健康福祉センター周辺に18ホール、約1万8,000平方メートルのパークゴルフ場を整備するために実施設計を行ったものです。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の67ページから81ページまでに記載してあります。

飛んで264ページです。

9款消防費は、支出済額8億781万158円で、通年ベースでは12億1,512万1,318円で、前年度比で1億9,136万2,421円、13.6%の減であります。

その理由は、前年度の消防組合負担金の公債費分を12款公債費に、退職手当組合負担金を1款総務費に組み替えたことによるもの、及び消防団車両整備事業の減であります。

飛んで267ページです。

1項1目常備消防費の備考欄4番の消防車両整備事業は、高規格救急自動車1台と小型連絡車1台を購入したものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の82ページから88ページまでに記載してあります。

飛んで274ページです。

10款教育費は、支出済額18億4,287万2,745円で、通年ベースでは24億567万7,239円、前年

度比で3億9,868万6,862円、14.2%の減であります。

その理由は、飛んで294ページです。

3項1目備考欄5番の海上中学校建設事業で1億4,120万円の減、また、前年度に干潟小用地取得費及び干潟西小体育館建設費があったことによるものです。

備考欄3番の中学校耐震診断調査事業は、第二中学校の昭和35年、36年建築の北校舎及び昭和44年建築の屋内運動場について耐震診断を行ったものです。

備考欄5番の海上中学校建設事業は、校舎の老朽化等により、学校施設を別な場所に改築しているものです。

飛んで301ページです。

2項教育振興費の備考欄8番の課外活動支援事業は、中学校の課外活動を支援するため、6つの部活動に民間の指導員を派遣したものです。

飛んで311ページです。

4項2目文化振興費備考欄2番の文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、主に東総文化会館を会場として各種の自主文化事業を開催したものです。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の89ページから106ページまでに記載してあります。

11款災害復旧費は支出はなく、通年ベースでは2,796万1,500円、前年度比で3,028万7,974円、52.0%の減であります。

主な減の理由は、前年度に旧海上町で平成16年10月の台風による被害を受けた町道の災害復旧工事があったことによるものです。

なお、17年度分は前年度の繰り越し分です。

飛んで348ページです。

12款公債費は、支出済額29億1,451万8,916円で、通年ベースでは29億2,161万2,895円、前年度比で5億6,053万7,326円、16.1%の減であります。

主な理由は、前年度の塵芥処理組合及び消防組合負担金の公債費分の組み替えによる増、それから、前年度の市税減税補てん債借り換えの返還分9億7,110万円の減でございます。

飛んで350ページです。

13款諸支出金は、支出済額11億1,153万686円で、通年ベースでは11億6,843万4,131円、前年度比で6億2,756万3,223円、116.0%の増であります。

主な理由は、2項2目病院事業会計繰出金が組み替えによりここに入ったものでございま

す。

以上で、歳出の説明を終わります。

飛んで520ページをお開きください。520ページでございます。

財産に関する調書です。

公有財産のうち、（１）土地及び建物及び物品の移動状況について説明いたします。

土地の増減で、公共用財産のうち公園103平方メートルの減は、公園用地の一部を市民風力発電に貸し付けたものです。

次のその他の施設10万5,161平方メートル増の内容は、普通財産の中の雑種地から種別がえしたものが主なもので、その内容は、干潟工業団地のさくら台の調整池、浄化槽施設用地及び工業団地緑地、スポーツ施設用地、それと岩井地先の泥土水切り場等です。

次の山林9,156平方メートルの減、田畑248平方メートルの減、宅地1,422平方メートルの減の主な内容は、旭中央病院組合へ貸し付けしていた土地を、合併により一般会計から病院会計へ所管がえしたものです。それと、貸付地の売却によるものです。

次の原野651平方メートルの減の主な内容は、貸付地の売却と道路用地に種別がえしたものです。

次の雑種地12万2,083平方メートルの減の内容は、さくら台関係の土地と泥土水切り場を行政財産に種別がえしたものです。

次に、その他433平方メートルの減の内容は、千葉県東総工業高校への用地売却等です。

次に、523ページ、物品でございます。増減内容について説明いたします。

乗用車7台の減は、合併により不要となった黒塗りの公用車6台を一般競争入札で売却したものと、中央病院会計へ所管がえした1台でございます。

次の軽自動車4台の減は、軽貨物自動車4台を廃車したものです。

次の消防車2台の減は、飯岡の消防団本部と役場部の車両を廃車したものです。

次の救急自動車については、高規格車に買い替えをしたものです。

次の特殊自動車1台の減は、飯岡の消防団指令車を廃車したものです。

524ページから526ページは、基金でございます。

17年度末の現在高は、（１）の一般財政調整基金が12億8,372万9,000円、（２）の減債基金が1億9,393万8,000円で、（３）の地域振興基金の6億2,100万円は、新市建設計画において地域振興のために設けた基金で、平成17年度から19年度までの3か年で合計18億6,300万円の積み立てをするもので、17年度は1年目の積み立てです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時 0分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成17年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万5,325世帯で前年度比163世帯、1.1%の増、被保険者数は3万8,508人で前年度比317人、0.8%の減となっております。

17年度末の加入割合は、世帯比で66.6%、人口比で54.3%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者が2万8,507人で前年度比160人、0.6%の減、退職被保険者が2,734人で前年度比215人、8.5%の増、国保老人対象者が7,267人で前年度比372人、4.9%の減となっております。

介護保険2号被保険者は1万3,424人で、前年度比86人、0.6%の減となっております。

国民健康保険税の税率については、合併前に課税したことから不均一となっております。

その内容をそれぞれ申し上げますと、旧旭市においては、医療給付費分が、所得割8%、資産割45%、均等割1万7,000円、平等割1万8,000円。介護納付金分が、所得割0.85%、均等割8,500円。課税限度額は、医療給付費分が53万円、介護納付金分が7万円であります。

旧海上町においては、医療給付費分が所得割7.5%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給付費分が53万円、介護納付金分が8万円であります。

旧飯岡町においては、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給

付費分が53万円、介護納付金分が8万円であります。

旧干潟町においては、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万8,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割0.75%、資産割5%、均等割6,000円、平等割4,000円。課税限度額は医療給付費分が53万円、介護納付金分が8万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

355ページをお開きください。

最初に、事業勘定において7月から3月までの歳入決算額は60億9,431万9,772円で、これを4月から3月までの通年にいたしますと76億3,760万8,216円となり、前年度比6.2%の増となりますが、この中には、旧1市3町の歳計剰余金3億6,608万8,608円が含まれております。9か月の歳出決算額は56億1,035万4,318円で、通年にいたしますと67億8,755万4,154円となり、前年度比3.1%の増となりました。

歳入歳出差し引き4億8,396万5,454円につきましては、平成18年度に財政調整基金へ2億4,276万8,002円を積み立てまして、残額2億4,119万7,452円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

372ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は、9か月で25億8,897万8,071円となり、これを通年にしますと28億4,303万5,940円となり、前年度比1.3%の減となります。不納欠損額は7,924万8,856円で、収入未済額は10億9,754万3,076円であります。

1 項1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分、現年課税分の収入済額は20億4,397万2,336円で、これを通年にいたしますと22億1,587万2,984円となり、収納率は88.41%であります。

2 節介護納付金分、現年課税分の収入済額は1 億8,289万431円で、これを通年にいたしますと1 億9,697万3,883円となり、収納率は87.32%であります。

3 節医療給付費分、滞納繰越分の収入済額は1 億3,048万337円で、これを通年にいたしますと1 億6,565万5,257円となり、収納率は17.78%であります。

4 節介護納付金分、滞納繰越分の収入済額は1,259万913円で、これを通年にいたしますと1,513万7,754円となり、収納率は17.21%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は 2 億227 万4,357円で、これを通年にいたしますと 2 億3,019万6,010円となり、収納率は97.32%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,442万3,379円で、これを通年にいたしますと 1,622万9,426円となり、収納率は96.58%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は217万8,349円で、これを通年にいたしますと 275万5,738円となり、収納率は19.89%であります。

4 節介護納付金分、滞納繰越分の収入済額は16万7,969円で、これを通年にいたしますと 21万4,888円となり、収納率は18.78%であります。

通年による 1 人当たりの調定額は、医療給付費分が 7 万1,231円で、前年度と比較して426 円、0.6%の減であります。介護納付金分は 1 万8,056円で、前年度と比較して393円、2.2%の増であります。

374ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は19億5,231万5,709円で、これを通年にいたしますと24億 4,711万1,709円となり、対前年度11.1%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は14億4,021万9,390円で、これを 通年にいたしますと19億3,501万5,390円となり、対前年度10.7%の減であります。

内訳は、療養給付費負担金が 9 億7,438万5,159円、老人保健医療費拠出金負担金が 2 億 9,252万4,539円、介護納付金負担金が 1 億7,330万9,692円であります。

2 節過年度分の収入済額は332万164円で、平成16年度療養給付等負担金の精算による追加 交付分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は4,290万7,155円であります。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 4 億6,586万9,000円で、対前年度6.3%の減であります。

内訳は、普通調整交付金として 3 億9,151万1,000円で、医療分に 3 億4,935万2,000円、介 護分に4,215万9,000円であります。特別調整交付金として7,435万8,000円でございます。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職被保険者等にかかわる医療費に対する交付金で、 収入済額は 4 億2,454万1,067円となり、これを通年にいたしますと 5 億955万6,067円となり まして、対前年度18.8%の増であります。

376ページをご覧ください。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の 4,290 万 7,155 円であります。

2 項 1 目国保保険者支援事業費補助金は 100 万円で、これは国民健康保険被保険者証のカード化による補助金であります。

2 目の財政調整交付金は 3 億 480 万 8,000 円で、これは国の医療給付費負担金及び財政調整交付金の一部が平成 17 年度から県の財政調整交付金に振り替わったことによるものでございます。その内訳は、普通調整交付金が 4 %、特別調整交付金が 1 %となっております。

7 款共同事業交付金の収入済額は 1 億 4,350 万 4,091 円で、対前年度 0.2 % の減であります。

9 款の繰入金については、378 ページをご覧ください。

2 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億 3,313 万 2,830 円で、これを通年にいたしますと 1 億 7,293 万 8,830 円となり、対前年度 5.6 % の増であります。内訳は、保険税軽減分が 9,543 万 3,400 円、保険者支援分が 3,769 万 9,430 円であります。

2 節職員給与費等繰入金の収入済額は 4,316 万 3,000 円で、これを通年にいたしますと 5,961 万 6,000 円となり、対前年度 47.1 % の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は 3,720 万円で、これを通年にいたしますと 3,960 万円となり、対前年度 1.0 % の減でございます。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は 3,216 万 3,000 円で、これを通年にいたしますと 3,903 万 7,000 円となり、対前年度 8.2 % の減であります。

11 款諸収入の収入済額は 3 億 8,994 万 5,309 円で、主なものは保険税にかかわる延滞金と、交通事故等による第三者納付金並びに旧 1 市 3 町における歳計剰余金でございます。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

384 ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は 5,814 万 8,597 円で、これを通年にいたしますと 8,074 万 288 円となり、対前年度 40.8 % の減であります。

1 項 1 目一般管理費の 3,032 万 4,550 円は国保事業の管理運営費で、これを通年にいたしますと 4,294 万 3,018 円となり、対前年度 43.8 % の減であります。

388 ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は 38 億 593 万 9,412 円、法定給付費及び任意給付費でこれを通年にいたしますと 46 億 5,021 万 3,377 円となり、対前年度 7.4 % の増であります。

また、審査支払手数料及び第三者納付金と返納金を差し引いた 1 人当たりの給付費は 14 万

8,003円で、対前年度12.5%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は34億261万1,488円で、これを通年にいたしますと41億2,886万5,012円となり、対前年度7.8%の増であります。

390ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は3億1,259万7,924円で、これを通年にいたしますと4億674万8,365円となり、対前年度3.5%の増であります。

392ページをご覧ください。

3 款老人保健拠出金の支出済額は9億6,525万1,930円で、これを通年にいたしますと11億6,459万2,390円となり、対前年度13.7%の減であります。これは国保老人にかかわる拠出金であり、前々年度医療費実績を基に老人医療費の見込み率等で算出されるものであります。

4 款介護納付金の支出済額は5億3,378万円で、これを通年にいたしますと6億4,055万43円となり、対前年度12.5%の増であります。これは第2号被保険者分の納付金であり、1人当たり負担額4万5,054円、1万3,575人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して1人当たり3,389円の増であります。

394ページをご覧ください。

5 款共同事業拠出金は1億7,162万9,547円で、対前年度7.3%の増であります。

6 款保険事業費は1,697万7,342円で、これを通年にいたしますと2,092万7,251円となり、対前年度21.8%の減であります。

なお、この主なものといたしましては、短期人間ドック事業、医療費通知事業、健康優良家庭表彰事業がございます。

398ページになります。

9 款諸支出金は5,862万7,490円で、その主なものは、保険税還付金と国庫と支払基金への返還金でございます。

420ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

それでは、363ページへお戻りお願いいたします。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

7月から3月までの歳入決算額は6,968万7,436円で、これを4月から3月までの通年にいたしますと9,816万1,981円となり、前年度比21.6%の増となりますが、この中には、旧海上町分の歳計剰余金1,193万3,113円が含まれております。

9か月の歳出決算額は4,892万9,582円で、通年にいたしますと6,547万1,014円となり、対前年度9%の減となりました。

歳入歳出差し引き2,075万7,854円につきましては、平成18年度に財政調整基金へ1,042万3,655円を積み立てまして、残額1,033万4,199円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

406ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款診療収入の収入済額は5,643万5,153円で、これを通年にいたしますと6,293万8,989円となり、対前年度3.3%の増であります。

2 款使用料及び手数料の収入済額は7万1,200円で、これを通年にいたしますと10万4,400円となっております。内容は、往診等にかかわる手数料となっております。

408ページをご覧ください。

6 款繰入金の収入済額は86万5,000円で、これを通年にいたしますと799万3,000円となっております。

410ページをご覧ください。

8 款諸収入の収入済額は1,231万6,083円となっております。

続いて、歳出になりますが、414ページをお開きください。

1 款総務費ですが、9か月での支出済額は2,520万9,445円となり、これを通年にいたしますと3,436万4,865円となり、対前年度2.3%の増となっております。

416ページをご覧ください。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入に充てられたもので、支出済額は2,365万5,949円となり、これを通年にいたしますと3,089万761円となりまして、対前年度15.7%の増となっております。

3 款施設整備費、これは備品の購入に充てられたものですが、支出済額は5万4,495円となり、通年にいたしますと20万5,695円となっております。

418ページをご覧ください。

6 款諸支出金の支出済額は9,693円となりました。

421ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第2号、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成17年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成17年度の老人保健の状況について申し上げます。

受給対象者の年間平均は9,145人で、前年度と比較しますと460人、4.8%の減となりました。その内訳は、国保老人7,267人、社保老人1,878人であります。

平成17年度の医療給付費等は43億2,322万9,622円で、対前年度1%の減となっております。

また、1人当たりの医療費では47万2,742円で、対前年度3.9%の増となりました。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

423ページをお開きください。

7月から3月までの歳入決算額は36億3,011万6,420円で、これを4月から3月までの通年にいたしますと43億7,601万4,313円となり、前年度比2.3%の減となっております。

9か月の歳出決算額は36億1,500万3,385円で、通年にいたしますと43億6,090万1,278円となり、前年度比0.8%の増であります。

歳入歳出差し引き残額は、428ページにございますように、1,511万3,035円であります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

432ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は20億5,544万1,447円で、これを通年にいたしますと24億7,774万7,447円となり、前年度比8.1%の減であります。

主なものは、1 項1 目医療費交付金で、その収入済額は20億4,003万7,344円で、これを通年にいたしますと24億5,915万5,344円となり、前年度比8.1%の減であります。

2 款国庫支出金の収入済額は8 億3,837万7,418円で、これを通年にいたしますと11億4,059万5,418円となり、前年度比2.7%の増であります。

主なものは、1 項1 目医療費負担金で、その収入済額は8 億3,837万7,418円で、これを通年にいたしますと11億4,059万5,418円となり、前年度比2.8%の増であります。

3 款県支出金の収入済額は2 億2,192万円で、これを通年にいたしますと2 億9,397万5,000円となり、前年度比4.1%の増であります。

4 款繰入金の収入済額は 2 億 4,199 万 7,000 円で、これを通年にいたしますと 3 億 889 万 4,000 円となり、前年度比 3.2% の増であります。

434 ページをお開きください。

主なものは、1 項 1 目 2 節医療費一般会計繰入金の 2 億 3,019 万 8,000 円で、これを通年にいたしますと 2 億 9,709 万 5,000 円となり、自己負担後の総医療費から、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を除いた市の負担額であります。

6 款諸収入の収入済額は 2 億 7,238 万 555 円で、その内訳としては、3 項 1 目 1 節の第三者納付金として 222 万 3,682 円、3 項 3 目 1 節の雑入として、旧 1 市 3 町における合併時の剰余金等が 2 億 7,015 万 6,873 円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

438 ページになります。

1 款総務費の支出済額は 1,049 万 9,820 円で、これを通年にいたしますと 1,255 万 1,945 円となり、前年度比 15.8% の増であります。

2 款医療諸費の支出済額は 35 億 9,795 万 9,919 円で、これを通年にいたしますと 43 億 4,180 万 5,687 円となり、前年度比 1 % の減であります。内訳としては、1 項 1 目医療給付費が 35 億 3,151 万 5,298 円で、これを通年にいたしますと 42 億 5,596 万 5,092 円となり、前年度比 1 % の減であります。

440 ページになります。

2 目医療費支給費は、接骨・捻挫等医療費と高額医療費の現金支給分であり、その支出済額は 5,104 万 8,046 円で、これを通年にいたしますと 6,726 万 4,530 円となり、前年度比 2.6% の減であります。

3 目審査支払手数料の支出済額は 1,539 万 6,575 円で、これを通年にいたしますと 1,857 万 6,065 円となり、前年度比 5.5% の減であります。

3 款諸支出金 654 万 3,646 円で、平成 16 年度県負担金の精算に伴う返還金であります。

442 ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 3 号、平成 17 年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇)

○**高齢者福祉課長(横山秀喜)** 議案第4号、平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成17年度末における介護保険の状況について申し上げます。お手元の決算に関する説明資料をご用意ください。こういった資料になります。

1ページになります。

1番の高齢者人口等ですが、この資料は18年3月末の状況を事業計画と比較しておりますが、説明は対前年と比較して補足説明いたします。

B欄です。

65歳以上の第1号被保険者数は1万5,476人で、対前年191人の増、伸び率1.2%です。

3行ほど下になります。

65歳以上の人口比率いわゆる高齢化率は21.7%で、対前年0.3ポイントの増です。

要介護認定者数は1,902人で、対前年179人の増、伸び率10.4%で、下から2つ目の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は11.7%で、対前年0.9ポイントの増です。

以下、介護度別認定者数、2ページ、3ページには保険料の納付状況、保険給付費のサービス別支出状況などが記載のとおりとなっております。

それでは、決算書についてご説明いたします。

決算書の方の443ページをお開きください。

歳入歳出予算額27億3,161万1,000円に対し、歳入決算額は26億3,104万1,735円で、予算額に対する収入割合は96.3%です。歳出決算額は24億9,415万1,000円で、予算額に対する支出割合は91.3%、歳入歳出差し引き残額は1億3,689万735円です。

次の444ページから448ページの歳入歳出決算の内容については、449ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

次の450ページは、歳入の事項別明細書の総括ですので、452ページの歳入から決算の内容について順を追って説明いたします。

452ページをお願いします。

1款保険料の収入済額は3億8,833万8,290円で、収納率は95.4%です。

3つ下になります。1項1目1節現年度分特別徴収保険料の収入済額は3億3,193万5,523円で、収納率は100%です。

2節現年度分普通徴収保険料は5,466万3,483円で、収納率は87.5%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は173万9,284円で、収納率は13.6%です。

2 款国庫支出金の収入済額は 6 億2,996万7,946円です。

3 つ下の 1 項国庫負担金、1 目 1 節現年度分は 4 億5,018万7,000円で、保険給付費の決算見込み額の20%です。

2 節過年度分は、前年度分の保険給付費の精算による交付不足分です。

2 つ下の 2 項 1 目調整交付金は 1 億7,539万6,000円で、交付率は保険給付費見込み額の 6.14%でした。

4 つ下になります。3 目事務費補助金は、制度改正に伴う電算システム修正業務に係る補助金です。

3 款支払基金交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、454ページの上から 2 行目になります。

1 項 1 目 1 節現年度分の収入済額は 7 億6,078万円で、保険給付費の決算見込み額の32%分です。

4 款県支出金、1 項 1 目 1 節現年度分の収入済額は 2 億6,664万3,000円で、保険給付費決算見込み額の12.5%です。

2 節過年度分は、前年度分の保険給付費の精算による交付不足分です。

6 款繰入金、1 項 1 目 1 節現年度分の収入済額は 2 億6,362万4,000円で、保険給付費決算見込み額の12.5%です。

2 目介護保険事務費繰入金は5,687万7,000円で、事務費に係る一般会計からの繰入金になります。

2 項 1 目 1 節介護保険給付費準備基金繰入金は2,585万8,000円を繰り入れいたしました。

8 款諸収入、456ページの方になります。

2 項 2 目雑入、備考欄の 2 番から 5 番は、旧 1 市 3 町の 4 月から 7 月の歳計剰余金になります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、460ページになります。

歳出の主なものについて説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は6,830万8,882円で、介護保険事務費、介護料賦課徴収費及び介護認定審査会費等になります。

前年と違うものとしまして、1 項 1 目一般管理費の備考欄をご覧ください。13節委託料の

うち、介護保険システム修正業務委託料3,599万9,985円で、17年10月の制度改正、18年4月からの制度改正及び介護報酬改正による電算システムの修正業務委託料になります。

次の第3期介護保険事業計画策定業務委託料526万6,100円は、第3期介護保険事業計画を包含する高齢者保健福祉計画策定業務に係る委託料となります。

462ページをお願いします。

3項介護認定審査会費の支出済額は2,066万396円です。このうち、1目の介護認定審査会費は1,446万3,438円で、審査会の開催数72回、審査件数は1,687件となりました。

2目認定調査費は619万6,958円で、調査件数は1,759件で、このうち介護保険施設等に調査委託した件数は335件となりました。

464ページをお願いします。

そのページの中段になりますけれども、2款保険給付費の支出済額は23億5,526万396円で、平成17年5月利用から平成18年の2月利用までの10か月分の金額です。平成17年3月から4月分を加えた通年ベースで申し上げますと28億1,647万4,147円で、対前年度1億6,560万2,422円の増、伸び率として6.2%ということになります。

保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,038人、施設サービスが523人で合計1,561人でした。

1項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費になります。主なものは、1目居宅介護サービス給付費で支出済額は8億1,734万7,182円です。

2目施設介護サービス給付費の支出済額は13億5,403万5,179円で、月平均利用者数は523名、内訳は老人福祉施設に317名、老人保健施設に189名、療養型医療施設に17人となっています。

466ページをお願いします。

5目居宅介護サービス計画給付費の支出済額は7,899万2,660円で、ケアプランの作成費になります。

2項支援サービス等諸費の支出済額3,376万3,219円は、要支援者の保険給付費です。

468ページの中段になります。

3項1目審査支払手数料の支出済額は321万4,610円、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で3万3,838件分となりました。

4項1目高額介護サービス費の支出済額は1,555万805円で2,257件分です。

470ページをお願いします。

5 項 1 目特定入所者介護サービス費の支出済額4,030万5,710円は、17年10月の制度改正に伴う低所得者対策としての補足給付に係るもので、食費、居住費に係る負担限度額認定者は317人、介護老人福祉施設旧措置者に係る減額、免除認定者は59人、合わせて軽減対象者は376人でした。

3 款財政安定化基金拠出金の支出済額は291万5,848円で、保険料収納額が不足する場合に対処するため、平成15年度から平成17年度の標準給付費見込み額の0.1%分を3年間に割り振りまして、千葉県財政安定化基金へ拠出したものとなっています。

472ページをお願いします。

4 款基金積立金は2,988万円で、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。なお、平成17年度末の介護保険給付費準備基金の残高は2億4,547万867円です。

5 款諸支出金、1 項 2 目償還金は、前年度保険給付費の精算による返還金です。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

474ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○**下水道課長（山崎健次）** 議案第5号、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の475ページをお開き願います。

平成17年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入6億1,976万24円、歳出5億9,605万1,945円で、歳入歳出の差し引き額は2,370万8,079円であり、翌年度への繰越金でございます。

歳入歳出の決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

484ページをお開き願います。

歳入でございますけれども、1 款分担金及び負担金は受益者負担金でございまして4,276万6,700円で、これは13年度から17年度に賦課しました負担金の5年分割したうちの17年度納付分と、それから一括納付分等の合計でございます。

なお、17年度の受益者負担金の納付率は46.4%でございます。

2 款使用料及び手数料でございますけれども、使用料は4,015万5,339円、納付率は91.6%でございます。

手数料12万円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料10件分でございます。

3 款国庫支出金は3,200万円であり、面整備工事の補助対象事業に対します補助金でございます。

5 款繰入金は3 億6,126万2,000円でございますして、支出に対します収入の不足額を繰り入れたものでございます。一般会計から3 億4,651万7,000円。

次のページでございますけれども、財政調整基金から1,474万5,000円をそれぞれ繰り入れたものでございます。

7 款諸収入は3,775万5,985円でございますして、内容といたしましては延滞金71万5,300円、消費税及び地方消費税の還付金が44万6,955円、日本下水道協会からの広報活動助成金10万円、旧旭市歳計剰余金の3,649万3,730円でございます。

8 款市債は1 億570万円でございますして、内容といたしましては補助裏分で2,880万円、単独分で7,690万円でございます。

次に、歳出について説明申し上げます。

490ページをお開きください。

1 款総務費は5,396万4,340円でございますして、これは給料、手当等の人件費及び需用費等の事務費でございます。

492ページをお開きください。

2 款事業費は2 億4,020万4,967円でございます。

1 項の管理費は9,205万1,604円でございます。

不用額の975万6,396円の主な原因としましては、水処理と汚泥処理にかかります光熱水費及び汚泥等運搬処理量が少なかったことと、維持管理費のための工事が発生しなかったことによるものでございます。

494ページをお開き願います。

2 項の工事費は1 億4,815万3,363円でございます。主な内容といたしましては、13節委託料は7,643万5,000円で、旭中央污水幹線管渠整備委託料等でございます。

15節工事請負費は5,971万5,600円でございますして、ニ（袋）地区の幹線管渠工事及び面整備工事、16年度整備区域の旭市新田地区の一部及び中央第三保育所周辺の舗装復旧工事を行

ったものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては1,007万3,700円で、管渠工事に伴います水道管の切り回し工事負担金でございます。

また、不用額2,888万5,637円の主なものといたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴います水道管の切り回し工事にかかります負担金が少なかったことと、22節補償補填及び賠償金で、工事に伴います発生しました電気、電話施設等の移設補償費が少なかったことによるものでございます。

496ページをお開き願います。

3款公債費は3億188万2,638円でございます。記載の借入金の償還金でございます。内訳は、借入金償還費が2億194万8,187円、借入金利子支払費が9,993万4,451円でございます。

498ページは、平成17年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございますけれども、説明は省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成17年度末におけます農業集落排水事業の状況につきまして申し上げます。

お手元の資料の中で、3枚でホチキスをとじました資料、平成17年度（7月－3月分）旭市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料の方をお目通しいただきたいと思います。

この資料の中の、最初に2ページをお開きいただきたいと思います。

1の普及状況であります。平成17年度全体の処理区域内人口2,075人に対しまして使用人口は1,376人で、普及率は66.3%であります。それ以外につきましては、説明を省かせていただきます。

それでは、決算書の方につきまして説明をさせていただきます。決算書の499ページからお願いをいたしたいと思います。

それでは、499ページから、歳入歳出予算額4,412万9,000円に対しまして、歳入歳出決算

額はともに4,008万9,099円で、予算額に対する割合は90.8%であります。歳入歳出差し引き残額は0円であります。

次に、500ページから504ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げさせていただきます。

508ページの方をお開きいただきたいと思います。

歳入について、最初にご説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金の収入済額は94万円であります。内訳といたしまして、現年度分84万円、江ヶ崎地区2件、過年度分10万円、江ヶ崎地区1件であります。

収入未済額は633万8,000円であります。未納件数は、江ヶ崎地区9件、琴田地区8件でございます。

2 款使用料及び手数料は1,079万2,215円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳としまして、江ヶ崎地区203件、782万2,080円、琴田地区80件、297万135円あります。江ヶ崎分につきましては、過年度分使用料9件、7万6,650円を含んでおります。

3 款の繰入金につきましては1,955万5,091円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

5 款の諸収入につきましては880万1,793円でありまして、旧旭市歳計剰余金でございます。以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、512ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は457万8,828円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費でございます。

続きまして、514ページの方をお開きいただきたいと思います。

2 款事業費につきましては1,241万4,189円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循環事業費並びに工事費でございます。

続きまして、516ページをお開きいただきたいと思います。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,836万6,082円あります。借り入れ先は、財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成17年度末におけます地方債の残高につきましては3億5,848万8,819円あります。

4 款の繰出金につきましては473万円あります。これは、平成17年度受益者分担金473万

円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時16分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第7号、平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、本市の水道事業は、昨年の7月1日に合併いたしましたので、他の会計と同様に平成17年7月から平成18年3月までの9か月決算となっております。

事業の運営に当たりましては、市民に対して生活水を安定供給するとともに、公営企業の経済性を発揮しながら、適正な事業運営を実施してまいりました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万4,274人、給水件数は1万7,843件、普及率は76%となり、9か月間の給水量については448万735立方メートルとなりました。

また、9か月間の有収水量は425万1,355立方メートルとなり、1日最大給水量は1万8,477立方メートル、1日平均給水量は1万6,353立方メートル、有収率は94.9%となりました。

次に、建設状況でございますが、本年度の建設改良工事につきましては、イの網戸、鎌数、米込地先等に50ミリから150ミリの配水管等を延べ954.7メートル布設いたしました。

次に、経理状況でございますが、他の会計で詳細に説明を申し上げますので、このページ

での説明は省略させていただきます。

それでは、前に戻りまして1ページをご覧ください。

17年度の決算報告書でございます。この決算額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益は、予算額13億7,989万7,000円に対し、決算額は13億5,265万6,829円となり、収入率は98%となりました。この決算額の内容は、水道料金などの営業収益で10億4,342万2,579円、他会計補助金等の営業外収益で3億923万4,250円となりました。

水道事業費用は、予算額14億1,159万5,000円に対し、決算額は13億2,478万4,005円となり、執行率は93.9%となりました。この決算額の内容は、人件費、受水費、減価償却費等の営業費用10億6,991万4,760円、企業債利息等の営業外費用で2億5,274万7,675円、不納欠損等の特別損失で212万1,570円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額6,944万円に対し、決算額は6,301万3,250円となり、収入率は90.7%となっております。この決算額の内容は、上水道高料金対策借換債に伴う企業債で4,670万円、消火栓設置に伴う負担金で100万円、給水申し込み納付金で1,531万3,250円となりました。

資本的支出は、予算額5億299万8,000円に対し、決算額は4億6,785万5,459円となり、執行率は93.0%となりました。この決算額の内容は、配水管の布設工事等の建設改良費で1,958万5,740円、企業債償還金で4億4,826万9,719円となりました。

工事内容につきましては、14ページの工事の概要をご参照ください。

資本的収入額が支出額に不足する額4億484万2,209円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18万8,598円、前事業期分損益勘定留保資金4億465万3,611円で補てんをいたしました。

続いて、3ページに移らせていただきます。

損益計算書でございます。

この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1項の営業収益として9億9,446万6,721円、2項の営業費用として10億3,321万2,769円、差し引き営業損失は3,874万6,048円となりました。

続いて4ページです。

3項の営業外収益として3億933万5,459円、4項の営業外費用として2億4,078万8,375円、差し引き6,854万7,084円の黒字となり、3ページの営業損失から差し引きますと、経常利益は2,980万1,036円が計上されます。この経常利益から、過年度損益修正損212万1,570円を引いた額2,767万9,466円が当年度純利益となります。

また、前事業期末繰越欠損金からこの純利益を引いた5億5,800万2,783円が、当年度末の未処理欠損金となります。

次に、5ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明したとおりで、未処理欠損金として5億5,800万2,783円を計上してあります。

次は、資本剰余金の部ですが、1項の補助金の11億2,553万5,263円は、国、県、市からの補助金の累計額でございます。

6ページに移りまして、2項の負担金の4億9,948万881円は、消火栓設置費等として一般会計からの負担金の累計額でございます。

3項の給水申込納付金13億4,806万8,852円は、水道加入申し込み時点でいただいている納付金の累計額でございます。

4項の受贈財産評価額の3億7,663万7,764円は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けた累計額でございます。

7ページに移ります。

5項のその他資本剰余金の累計額は42万8,640円であり、翌年度繰越資本剰余金は33億5,015万1,400円となります。

次の欠損金処理計算書につきましては、欠損金を処理する財源がありませんので、未処理のまま翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の固定資産、流動資産の合計額は、9ページに記載してあります。資産合計は73億4,335万8,711円となります。

負債の部の固定負債、流動負債の合計額は、10ページに記載してあります。負債合計の2億1,852万8,391円となります。

資本の部、資本金、剰余金の合計額は、11ページに記載してあります。

資本金合計71億2,483万320円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は73億

4,335万8,711円となりまして、資産合計と一致をいたすものでございます。

12ページの事業報告は先ほど説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

ここには、議会の議決事項、行政官庁の認可事項、職員に関する事項が記載されております。

14ページと15ページは、建設工事、保存工事の概況です。

16ページは、業務量でございます。

17ページと18ページは、事業収入及び事業費の内訳となっております。これにつきましては、7月から3月までの9か月分の決算額となっておりますので、前年度と比較できませんので、参考までに4月から3月までの1年ベースの決算額を、事前にお配りしてあるA4サイズの用紙1枚の資料でご説明いたします。

初めに、収益的収支から説明いたします。

事業収益は、営業収益13億1,003万2,734円、営業外収益3億1,008万1,109円を合わせますと16億2,011万3,843円となり、対する事業費用は、営業費用13億6,683万3,441円、営業外費用2億4,134万4,856円、特別損失264万5,708円を合わせますと16億1,082万4,005円となり、差し引き928万9,838円の純利益となります。16年度の純利益と比べますと238万7,676円の減となっております。

次に、資本的収支ですが、資本的収入は、企業債4,670万円、負担金100万円、給水申込納付金2,091万3,950円を合わせますと6,861万3,950円となり、対する支出は、建設改良費6,473万9,280円、企業債償還金4億4,826万9,719円を合わせますと5億1,300万8,999円となり、差し引き4億4,439万5,049円の収支の不足額となります。

16年度の収支不足額と比較しますと6,219万3,805円の減となります。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表についてその概要を説明いたしましたが、19ページ以降は、それぞれ決算附属資料となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○病院経理課長（鍋木友孝） 議案第8号、平成17年度旭市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、資料はございませんけれども、平成17年度の業務量といたしまして、通年での患者数を申し上げます。

病院本体の延べ入院患者数は34万4,431人、1日平均944人、延べ外来患者数は86万8,135人、1日平均3,543人、老人保健施設の延べ入所者数は3万3,614人、1日平均92人、延べ通所者数は4,272人、1日平均17人、また、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスにつきましてはほぼ満床の状況でありまして、数多くの方々にご利用いただきました。

それでは、決算書の1ページをお開きください。

この決算書は、合併後の7月1日から3月31日までの9か月間をまとめたものとなっております。

決算報告書ではありますが、この決算書につきましては税込み処理で記載されております。収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額219億9,759万2,000円に対し、決算額は222億1,484万7,512円となり、収入率は101.0%となりました。

第1項医業収益の決算額は200億2,368万5,420円で、収入率は101.7%でした。このうち、入院収益は101億5,478万8,717円、外来収益は91億9,778万40円でした。

第2項医業外収益の決算額は13億9,862万4,178円で、収入率は92.8%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、国からの交付税が減額になったためであります。

第3項看護師養成事業収益の決算額は1億2,752万2,763円で、収入率は102.0%でした。

第4項介護老人保健施設事業収益の決算額は3億4,847万8,859円で、収入率は96.2%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、介護保険の改正による減額と入所者の予定人数が1日当たり94人のところ92人にとどまったことによるものであります。

第5項養護老人ホーム事業収益の決算額は1億1,161万9,049円で、収入率は100.7%でした。

第6項特別養護老人ホーム事業収益の決算額は1億5,207万9,926円で、収入率は96.1%でした。こちらも介護保険の改正による減額となっております。

第7項ケアハウス事業収益の決算額は5,283万7,317円で、収入率は105.8%でした。

次に、支出について申し上げますので、2ページをご覧ください。

第1款病院事業費用は、予算額219億4,628万6,000円に対し、決算額は217億4,935万2,732円となり、執行率は99.1%でした。

第1項医業費用の決算額は196億6,170万727円で、執行率は99.3%でした。主なものは、

給与費93億7,570万6,956円、材料費69億3,668万5,973円などであります。

第2項医業外費用の決算額は11億7,870万9,013円で、執行率は99.9%でした。

第3項看護師確保対策事業費用の決算額は2億2,976万893円で、執行率は98.6%でした。

第4項介護老人保健施設事業費用の決算額は3億6,352万8,509円で、執行率は96.7%でした。

第5項養護老人ホーム事業費用の決算額は9,895万5,656円で、執行率は88.9%でした。

第6項特別養護老人ホーム事業費用の決算額は1億6,912万4,012円で、執行率は94.4%でした。

第7項ケアハウス事業費用の決算額は4,757万3,922円で、執行率は82.9%でした。

次の3ページの資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額8億367万5,000円に対し、決算額は8億262万5,000円となり、収入率は99.9%となりました。

第1項企業債の決算額は8億円、また、第2項補助金の決算額は262万5,000円で、ともに予算額と同額でした。

第3項固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出について申し上げますので、4ページをご覧ください。

第1款資本的支出は、予算額38億5,127万3,000円に対し、決算額は33億9,449万5,995円で、執行率は88.1%でした。

第1項建設改良費の決算額は23億2,584万9,895円となり、執行率は83.6%でした。主なものは器具備品13億5,352万1,160円などであります。

なお、継続費通次繰越額は3億6,257万145円です。

第2項企業債償還金の決算額は10億6,864万6,100円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25億9,187万995円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページに移ります。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は199億8,687万7,743円、2、医業費用は195億7,801万3,899円で、差し引き医業利益は4億886万3,844円となっております。

3、医業外収益から、次の6ページをお願いいたします。8、ケアハウス事業収益までの計は21億8,140万8,108円でした。

9、医業外費用から、14、ケアハウス事業費用までの計は21億4,525万7,096円で、これらにより純利益は4億4,501万4,856円となりました。これに前事業期繰越利益剰余金4億558万8,592円を合わせた当年度末処分利益剰余金は8億5,060万3,448円となっております。

8ページをお願いいたします。

次に、剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、Ⅰ、減債積立金の2、前事業期繰入額2,200万円は、前事業期の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

また、Ⅱ、建設改良積立金の3、当年度処分額3億8,300万円は、資本的収支不足額の補てん財源として使用したものであります。

Ⅲ、未処分利益剰余金の3、当年度末処分利益剰余金8億5,060万3,448円は、先ほど損益計算書で説明申し上げたとおりであります。

次に、資本剰余金の部であります。1、国県補助金の4、当年度処分額7,637万510円は、器具備品の廃棄に伴うものであります。

2、受贈財産評価額以下には増減はなく、10ページの翌年度繰越資本剰余金は92億4,484万5,910円となっております。

次の剰余金処分計算書（案）は、当年度末処分利益剰余金8億5,060万3,448円のうち、減債積立金に4,300万円を積み立て、残りの8億760万3,448円は、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち有形固定資産の合計は、このページの一番下に記載されておりますが305億3,401万1,528円でした。

次の12ページをご覧ください。

無形固定資産と投資を含めた固定資産合計は305億7,957万9,996円となっております。

2、流動資産の合計は107億9,523万1,159円です。

3、繰延勘定の合計、18億7,869万8,476円を合わせた資産合計は432億5,350万9,631円となっております。

次に、負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は、このページの一番下に記載されておりますが20億790万1,439円となっております。

14ページをお願いいたします。

資本の部、6、資本金と7、剰余金の合計額は、資本合計412億4,560万8,192円となり、

これと負債合計を合わせた負債資本合計は432億5,350万9,631円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書ですが、1、概要の（1）は総括事項となっております。

17ページの（2）は、議会議決事項、次の18ページの（3）は、行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ（4）は、職員に関する事項が記載されております。

21ページの2、工事には、建設改良工事の概況、保存工事の概況などが記載されております。

24ページは、業務量が記載されております。

25ページは、事業収入に関する事項で、病院事業収益は221億6,828万5,851円でした。

次の26ページには事業費に関する事項が記載されておまして、病院事業費用は217億2,327万995円でした。

ここで、決算書とは別に参考資料として収益的収支と資本的収支についての表を用意させていただきましたので、ご覧ください。2枚組みのものでございます。

17年度の欄の数字は、通年ベースで記載されております。

収益的収入の17年度病院事業収益は292億9,317万840円で、そのほとんどを占める医業収益は264億4,922万9,097円でした。

なお、市からの繰入金の合計は13億3,055万2,000円でした。

一方、収益的支出の17年度病院事業費用は286億2,129万314円で、そのほとんどを占める医業費用は259億5,419万4,552円でした。収支差し引き純利益は6億7,188万526円となっております。

次に、2枚目には資本的収支を記載させていただいております。

17年度の資本的収入は8億262万5,000円、一方、資本的支出は35億9,044万4,653円で、資本的収支不足額27億8,781万9,653円は、損益勘定留保資金などで補てんしております。

次に、決算書の27ページにお戻りください。

27ページから32ページは、工事請負費、医療機器、ソフト開発費の契約内容が記載されております。

32ページの（3）のその他会計経理に関する重要事項ですが、建設改良積立金の取り崩し3億8,300万円は補てん財源として使用しております。

資本剰余金の取り崩し7,637万510円は、補助金をもって取得した器具備品の除却に伴うも

のであります。

特別償却 1 億2,278万5,132円は、老朽化した建物部分の減価償却費を増額いたしました。

次の33ページから42ページまでは、収益及び費用の明細となっております。

43ページは、固定資産の明細となっております。

44ページから48ページは、企業債の明細となっております。

49ページは継続費繰越計算書となっております。それぞれ決算資料でありますのでご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第 8 号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第 9 号について、飯岡荘支配人、ご登壇ください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第 9 号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

決算書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

宿舎事業の報告書の方から説明をさせていただきます。

国民宿舎事業会計も、他の会計同様に平成17年 7 月から平成18年 3 月までの 9 か月決算となっております。

初めに、経営の方でございますけれども、利用客の視点に立った宿舎環境を改善するため、建設改良事業として新館空調設備改良工事を実施させていただきました。

利用実績につきましては、宿泊者 1 万4,479人、休憩者5,853人でございまして、前年度と比較しますと、宿泊者で1,107人、休憩者で906人の減少となりました。

経理については、当年度事業収益 1 億4,889万6,872円に対しまして、事業費用 1 億3,949万1,619円で、差し引き940万5,253円の純利益を計上いたしました。

資本的支出につきましては、建設改良費として2,156万7,754円、企業債償還金として258万1,511円の決算となりまして、この収支の不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額102万7,034円、減債積立金150万円、建設改良積立金1,142万7,914円、当年度分損益勘定留保資金1,019万4,317円で補てんをいたしました。

次に、3 ページをお開きをいただきたいと思います。

平成17年度中における損益計算書で、事業活動及び経営活動の状況を示しております。

まず、営業収益の方は、利用収益、売店収益、その他営業収益という内訳になっておりま

すが、合計で1億4,523万7,754円となっております。

次に、営業費用の方ですが、宿舍経営費、減価償却費、資産減耗費という内訳になっておりますが、合計で1億3,925万2,244円となっております。

営業収益から営業費用を差し引き598万5,510円の営業利益を計上いたしました。これに補助金と雑収益を加えた営業収益から、企業債利息である営業外費用を差し引いた営業外の利益341万9,743円を加算しまして、940万5,253円の当年度純利益を計上いたしました。

したがって、当年度末処分利益剰余金は、前事業期からの繰越利益剰余金と合わせまして1,235万142円となっております。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま説明いたしました当年度末処分利益剰余金1,235万142円の処分についての計算書でございます。この処分は、費用の財政的基礎を確立して健全な運営を行うための積み立てでございます。処分の内容は、利益剰余金の処分額として減債積立金に100万円、建設改良積立金に100万円、合わせまして200万円を処分し、翌年度繰越利益剰余金を1,035万142円とするものでございます。

次に、6ページからの貸借対照表について申し上げたいと思います。

資産の部の資産合計ですけれども、7ページの中段になりますけれども6億509万9,542円でございます。

続いて、8ページをお開きいただきたいと思います。

負債合計958万8,363円と資本金合計5億1,369万577円を合わせた負債資本の合計は、6億509万9,542円になりまして、資産合計と一致するものであります。

以上、ご説明いたしました内容は、平成17年7月から18年3月までの9か月決算でございます。

次に、平成17年4月から平成18年3月までの通年ベースでの決算額について、参考までにご説明いたします。決算書に添付しております1枚でお配りしております資料の方をご参照いただきたいと思います。

初めに、収益的収入支出から説明いたします。

事業収益、営業収益1億8,760万7,191円、営業外収益457万4,800円を合わせまして1億9,218万1,991円となりました。

対する事業費用は、営業費用1億8,959万2,565円、営業外費用23万9,375円を合わせまして1億8,983万1,940円となっております。

したがいまして、差し引き235万51円が通年ベースでの純利益となっております。これを平成16年度純利益と比較いたしますと、33万9,699円の増益となりました。

次に、資本的支出について申し上げます。

建設改良費3,287万5,907円と企業債償還金258万1,511円を合わせた資本的支出総額は、3,545万7,418円となりまして、平成16年度と比較いたしますと589万1,989円の増となっております。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

○**議長（鈴木正道）** 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

次に、監査委員より、平成17年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

林正一郎監査委員、登壇してください。

（監査委員 林 正一郎 登壇）

○**監査委員（林 正一郎）** 議会選出監査委員の林正一郎でございます。

本日は、木村代表監査委員が所用のため出席できませんので、代わりまして私が決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項の規定により、議案第1号、平成17年度旭市一般会計決算の認定についてから、議案第9号、平成17年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についてまで9議案の決算審査結果につきまして、一括してご報告申し上げます。

この決算審査は、平成17年7月1日に、旭市、海上町、飯岡町、干潟町の1市3町が合併したことにより、平成17年7月1日から平成18年3月31日までの9か月の期間で、合併年度の特異性を含んだものでありました。

また、旧1市3町において、一部事務組合として構成されておりました東総塵芥処理組合、旭市外三町消防組合及び飯岡町・海上町学校給食組合の3つの一部事務組合の業務については、新市の合併に伴いまして一般会計に組み込まれております。

まず、審査の対象、審査の期間は意見書に記載されておりますが、公営企業会計については5月29日から6月29日まで、一般会計、特別会計については7月10日から8月10日までの期間において審査を実施いたしました。

次に、審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で、効率、効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点

に留意し、担当課より内容について聴取し、また、質疑し、併せて関係諸帳簿及び書類等を照合、精査し、さらに当年度実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査を行いました。

また、各基金の運用状況については、計数の照合、確認をするとともに、基金の運用が適正であるかを主眼として審査を行いました。

次に、審査の結果ですが、審査に付された一般会計、各特別会計歳入歳出決算書、基金の運用状況を示す書類、企業会計における決算諸表及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理は、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので、省略させていただきます。

最後に、結びとして申し上げます。

この決算は、先ほど申し上げましたとおり、9か月の決算で、通常の会計年度より短期間であり、通常行うべき前年度との比較検証ができませんでしたが、平成17年7月から平成18年3月までの9か月決算の数値の下段に、参考として平成17年4月から6月までの額を加えた1年ベースの数値を部分的に載せてございます。

また、16年度の数値は、旧1市3町及び統合された一部事務組合の平成16年度決算を単純合計したものであり、これらにより比較検証したものであります。その内容について感じたことを申し上げますと、本決算は、年度途中における合併後の決算という特別なケースであり、実施された事業は、旧1市3町において計画された事業が主であったかと思いますが、事業はおおむね計画的に実施され、予算は効率的に執行されたものと認められました。

しかしながら、合併後においても厳しい財政運営は続くものと予測されることから、市税をはじめとする自主財源の確保や効率的、経済的な行財政運営に努め、新市としてふさわしい財政基盤の確立を目指すとともに、市民福祉の増進と市政の発展に一層努力されることを望み、決算審査結果報告といたします。

○議長（鈴木正道） 監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第10号、議案第22号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第10号及び議案第22号について補足説明をいたします。

最初に、議案第10号、平成18年度旭市一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ12億8,000万円を追加し、予算の総額を254億6,000万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の補正であります、内容は6ページの第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正であります、内容は7ページの第3表で説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、事項別明細書により説明いたします。

6ページです。

第2表の債務負担行為補正は、漁業経営改善支援資金の利子補給に係る債務の保証を設定するものであり、平成18年度から23年度までの間、当該資金に対する利子補給を行うことにより、漁業関係者の経営改善を資金面から支援するものです。

7ページです。

第3表の地方債補正は変更で、上段から2番目のH-1-002号線、干潟地区の1級2号線でございますが、この交通安全施設整備事業の150万円の追加は、国庫補助額及び地方債の充当率改正に伴う増によるものでございます。

下から2番目の消防施設整備事業590万円の追加は、国庫補助事業の不採択により地方債が増えたもの、一番下の海上中学校建設事業9,390万円の追加は、合併特例債が同意されたことにより充当率が上がったものです。

表の一番上のコミュニティバス整備事業1,620万円の減額と、上から3番目のあさひ健康パーク整備事業6,940万円の減額は、国庫補助金などが採択されたことによるものです。

飛んで11ページです。

9款1項地方交付税の普通交付税2億3,336万6,000円の追加は、7月の本算定に伴い、交付額が65億7,945万8,000円に確定しました。そのうち、当初予算計上額63億円を差し引いた2億7,945万8,000円のうち、今回、補正財源として必要な金額を追加するものです。

12款1項5目商工使用料200万円の追加は、長熊釣堀センター利用者の増によるものです。

13款国庫支出金の主なものとしては、1目民生費国庫補助金で、障害者施策の障害者自立支援法の施行に伴い、科目の組み替えを行うとともに、12ページです。新たに説明欄9番、地域生活支援費補助金991万2,000円、説明欄10番、自立支援給付費統合補助金3,260万7,000円を追加するものです。

3目土木費国庫補助金の1節交通安全施設整備事業費補助金165万円の追加は、H－1－002号線、干潟地区の1級2号線の交通安全施設整備事業に対する補助金額の増によるものであり、2節まちづくり交付金（あさひ健康パーク整備事業）でございますが5,000万円の追加は、交付金額の増によるものです。

13ページです。

4目消防費国庫補助金の説明欄1番、消防施設整備事業費補助金787万5,000円の減額は、国庫補助金の不採択により皆減するものです。

5目教育費国庫補助金の説明欄1番、海上中学校建設事業費補助金493万6,000円の追加、それと説明欄2番、安全・安心な学校づくり交付金996万8,000円の追加は、海上中学校建設事業に対する補助金額の増によるものです。

14款2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費県補助金1,803万6,000円の追加は、国庫補助金と同じく障害者自立支援法の施行に伴うものです。

14ページです。

4目農林水産業費県補助金4,766万3,000円の追加は、説明欄2番、バイオマスの環づくり交付金及び説明欄6番、「園芸王国ちば」強化支援事業費補助金などの新規事業の追加に伴い、事業の組み替えをするものです。

15ページです。

14款3項6目教育費委託金のスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金130万円の追加は、適応指導教室指導員配置事業に対するものです。

15款2項3目出資金精算収入の東総文化財センター出資金精算収入339万円の追加は、東総文化財センターの解散に伴う出資金の精算です。

16款1項2目民生費寄附金44万1,000円の追加は、1節社会福祉費寄附金で知的障害者団体の活動費に30万円、2節児童福祉費寄附金で保育用備品購入費に14万1,000円、6目教育費寄附金120万円の追加は、1節教育総務費寄附金で、育英基金への寄附に20万円、2節小学校費寄附金で教育用備品購入費に100万円の篤志寄附でございます。

16ページです。

17款1項3目介護保険事業特別会計繰入金2,672万7,000円の追加は、17年度決算の確定に伴う介護給付費の返還金です。

2項4目学校建設基金繰入金4,100万円の減額は、海上中学校建設事業に対する国庫補助金の増額及び合併特例債の同意により、基金からの繰入額を減額するものです。

18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金12億9,353万8,000円から、当初予算計上額を差し引いた7億9,353万8,000円を追加するものです。

17ページです。

19款5項3目雑入の説明欄1番、日本宝くじ協会各種施設助成金3,000万円の追加は、コミュニティバス等運行事業に対して内定したものです。

説明欄3番の消防団員安全装備品整備等助成事業助成金138万6,000円の追加は、消防団活動費として携帯用投光器を配備する事業に対して補助が内定したものです。

4目残余財産精算収入876万6,000円の追加は、東総文化財センターの解散に伴う残余財産の精算によるものです。

20款市債は1,570万円の追加であり、第2表で説明したとおりです。

以上で歳入の説明は終わりました、次に歳出です。

事業を単位に、歳入で触れなかった主な補正内容をご説明いたします。

18ページです。

2款1項6目財産管理費の基金積立金6億5,000万円の追加は、17年度決算の確定に伴う繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。この積み立てにより、財政調整基金の18年度末の残高は11億4,000万円程度になる見込みです。

8目電子計算費の説明欄2番、電算システム運用事業1,780万円の追加は、法改正に伴う児童手当システム及び年金システム、介護保険システム等の改修を行うものです。

10目地域振興費のコミュニティバス等運行事業1,502万円の追加は、日本宝くじ協会各種施設助成金の内定により、当初予算において1台であったコミュニティバス車両の購入を2台とするものです。

11目諸費の説明欄1番、防犯対策事務費169万1,000円の追加は、防犯指導員用のジャンパー、防犯パトロール用帽子などの購入をするものです。

19ページです。

説明欄2番の国庫支出金等返還費299万4,000円の追加は、勤労青少年ホーム解体に伴う国庫補助金等の返還金です。

3款1項2目障害者福祉費は、障害者自立支援法の施行に伴い、科目の組み替えを行うものです。

飛んで22ページです。

2項2目生活支援費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業3,608万2,000円の追加は、

介護保険法の改正により創設される事業で、サービスを提供する事業者の施設整備に対して補助をするものです。

3 項 1 目児童福祉総務費の児童扶養手当給付事業636万7,000円の追加は、対象世帯の増によるものです。

23ページです。

2 目児童措置費の児童手当給付事業313万円の追加は、児童手当法の改正に伴い、所得制限が緩和されたことによる対象者の増によるものです。

4 目保育所費の保育所運営費356万8,000円の追加は、緊急警報システム、幼児用トイレが未設置の保育所について、取り付け、改修工事を行うものです。

飛んで25ページです。

6 款 1 項 3 目農業振興費の説明欄 5 番の「園芸王国ちば」強化支援事業2,985万6,000円の追加は、生産の省力化を図るため、野菜生産管理機械施設の導入に対して助成をするものです。

4 目畜産振興費のバイオマスの環づくり推進事業2,399万5,000円の追加は、資源循環型農業の構築を図るため、事業者の飼料化施設整備に対して補助をするものです。

26ページです。

7 款 1 項 2 目商工振興費の商業活性化推進事業1,060万円の追加は、旭市商工会が合併を記念して発行するプレミアム付き商品券発行事業及び飯岡地区商店街街路灯の景観整備事業に対して補助をするものです。

27ページです。

8 款 2 項 3 目道路新設改良費の説明欄 1 番の排水路整備事業800万円の追加は、海上地区広原南、蛇園南の大雨時に発生する道路冠水を解消するため、流末排水路の基本設計を行うものです。

説明欄 2 番、H－1－002交通安全施設整備事業300万円の追加は、東総運動場東から大原幽学公園南入り口付近までの歩道整備で、次年度買収予定地の調査測量を行うものです。

3 項 4 目公園費のあさひ健康パーク整備事業4,200万円の追加は、平成20年度早期のオープンを図るため、当初19年度の工事予定であった芝生の植栽を今年度事業として追加するものであります。

28ページです。

9 款 1 項 1 目常備消防費の緊急消防援助隊整備事業600万円の追加は、災害時の現場指揮

本部や応急救護室として使用するエアーテント一式を購入するものです。

29ページです。

10款2項1目学校管理費の小学校施設改修事業300万円の追加は、小学校施設の安全対策として、窓用落下防止柵の設置や階段床補修などを行うものであり、3項1目学校管理費の中学校施設改修事業590万円の追加は、飯岡中学校特別教室棟のアスベスト対策工事を行うものです。

30ページです。

10款4項11目ユートピアセンター費のいいおかユートピアセンター管理費230万円の追加は、老朽化や塩害に伴う修繕工事を行うものです。

31ページです。

13款3項1目土地開発基金費の土地開発基金繰出金3億円の追加は、新市のまちづくりに要する用地の取得資金として積み立てるものです。この積み立てにより、18年度末の土地開発基金の残高は9億6,000万円程度になる見込みです。

14款1項1目は、予備費に2,000万円を追加するものです。

32ページです。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

今回の補正額は、総務債から1,620万円、土木債から6,790万円を減額し、消防債に590万円、教育債に9,390万円を追加することにより、18年度末現在高見込額は259億2,785万5,000円となるものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続いて、議案第22号、財産の取得についてでございます。

議案第22号、財産の取得について補足説明をいたします。

予定価格が2,000万円以上の動産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-A型1台です。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2,058万円です。

契約の相手方は、東京都台東区松が谷4丁目13番10号、日本造機株式会社東京営業所です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な7社を指名し、去る8月22日に入札を執行し、8月23日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成19年2月28日であります。

以上で、議案第22号について補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時40分

○議長（鈴木正道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第11号、議案第17号について、保険年金課長、ご登壇ください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 議案第11号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,862万円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億5,462万円とするものでございます。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

それでは、7ページをご覧ください。

事業勘定のうち、歳入についてご説明申し上げます。

4款1項2目高額医療費共同事業負担金の国庫支出金につきましては、その対象となる高額療養費の額が月70万円から80万円に引き上げられたことにより1,601万4,000円の減額となるものであります。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金の県支出金につきましても、先ほどと同じ理由で1,601万4,000円の減額となるものであります。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金につきましても、同じ理由によりまして1,291万円の減額となりますが、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、本年10月1日より実施される新たな事業であります。この事業は、月30万円以上の高額療養費がすべて

対象ということで、その分増えまして4億854万1,000円の増額となります。

続いて、8ページをご覧ください。

9款1項1目の一般会計繰入金ですが、まず、2節の職員給与費等繰入金につきまして申し上げます。

これは、今回の医療制度改革に伴う法改正により、プログラムを修正する費用として367万5,000円を増額するものであります。

次に、3節の出産育児一時金等繰入金ですが、10月から1件につき30万円を35万円に引き上げることに伴い、ルール分としてその差額の3分の2を一般会計から繰り入れるもので416万7,000円の追加を見込むものであります。

10款1項2目の繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことによりまして、補正財源として1,717万5,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

1款1項1目の一般管理費として増額する367万5,000円につきましては、歳入の説明の際に申しあげましたコンピュータプログラムの修正費用として計上するものであります。

次の項目を飛ばしまして、下の2款4項1目の出産育児一時金につきましては、10月から1件につき30万円を35万円に引き上げることに伴う増額分として625万円を計上するものであります。

10ページをご覧ください。

2款5項1目の葬祭費につきましては、10月から1件について10万円を7万円に見直すことから610万円を減額するものであります。

5款1項1目の高額医療費共同事業拠出金につきましては、その対象となる高額療養費の額が月70万円から80万円に引き上げられたことにより、6,405万7,000円の減額となるものであります。

3目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、先ほど歳入のところで説明しました新しい事業でありまして、月30万円以上の高額療養費がすべて対象ということから、その分増えまして4億4,885万2,000円の増額となるものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、医療制度改革が推進され、その一環としての被保険者の負担割合の引き上げと現金給付の見直しについて所要の改正を行うものであります。

初めに、第4条の改正ですが、これは満70歳到達月の翌月以降の被保険者のうち、年間の所得額が145万円以上の方につきましては、一部負担金が2割から3割に引き上げられるというものであります。

続きまして、第5条の出産育児一時金の改正についてご説明いたします。

少子化に対応する給付であるという観点から、国においては30万円を35万円に引き上げることが決定されました。その財源について申し上げますと、支給基準額の3分の2を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出しておりますが、相当額が地方交付税で措置されており、今回の引き上げ分も対象になることが決定されております。そのことを踏まえまして、30万円を35万円に引き上げる条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、第6条の葬祭費の見直しに関してでございますが、厚生労働省においては、10万円を全国自治体平均の5万円に見直すこととしましたが、本市においては、1市3町の合併前において、旧旭市、旧海上町、旧飯岡町の1市2町が7万円で、旧干潟町が10万円であったところを、合併協議によりまして旧干潟町並みの10万円に引き上げたという経緯がございます。

合併後、1年余りでの急激な引き下げは、住民サービスの向上を掲げている上で好ましくないという判断に立ちまして、10万円を5万円ではなく7万円に引き下げる条例の改正を行おうとするものでございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○**高齢者福祉課長（横山秀喜）** 議案第12号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,441万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億8,144万3,000円とするものです。

次の2ページから6ページは、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので説明は省略させていただきまして、7ページの歳入から補正予算の内容について

ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金505万3,000円の減額は、施設等給付費に係る県負担金との費用負担割合の見直しによるルール分の財源調整となっております。

2項1目調整交付金は、当初予算では保険給付費見込み額の5.83%を見込みましたが、6.14%の交付決定により925万円を追加するものです。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金505万3,000円の増は、国庫負担金とのルール分の財源調整によるものです。

7款繰越金は1億2,516万3,000円を追加し、平成17年度決算確定額1億3,689万735円とするものです。

次は、9ページになります。

歳出です。

2款保険給付費は、総額に変更はございません。介護保険制度改正によるものと、実績に合わせた予算科目の組み替えをお願いするものであります。

それでは、主なものを申し上げます。

1項1目居宅介護サービス給付費5,815万7,000円の増額は、居宅サービス利用料の増加と介護予防サービス給付費からの組み替えによるものです。

2目地域密着型介護サービス給付費は、制度改正により新たに創設されたサービスですが、当初見込みましたサービスが開設しないなどの理由により減額したものです。

3目施設介護サービス給付費は、実績により2,750万円の減が見込まれるものです。

10ページになります。

6目居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費で、介護報酬の改正により1件当たりの単価が増になったものでございます。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費ですが、制度改正により旭市では、従前の要支援者は、4月利用分以降は経過的要介護者として介護予防給付から介護給付の対象者となったことから、4月利用以降の給付費を1項介護サービス等諸費へそれぞれ組み替えをするものです。

12ページです。

4項高額介護サービス等費1,295万5,000円の追加は、軽減対象者の増によるものです。

13ページお願いします。

4 款基金積立金、1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金6,519万7,000円の追加は、平成17年度決算に係る剰余金を積み立てするもので、18年度末の基金保有見込み額は2億8,067万1,000円となります。

14ページになります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金6,921万6,000円の追加は、平成17年度決算の保険給付費に係る精算による返還金を計上するものです。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○**病院経理課長（鍋木友孝）** 議案第13号、平成18年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）

について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入は病院事業収益の既決予定額293億1,484万6,000円に2,630万円を増額し、293億4,114万6,000円に、また、支出は病院事業費用の既決予定額292億7,536万円に3,631万円を増額し、293億1,167万円にしようとするものであります。

この内容につきましては、実施計画内訳書でご説明いたしますので、9ページをお開きください。

実施計画内訳書の補正予定額ですが、収入、2 項医業外収益、5 目 2 節その他医業外収益の1,260万円は、治験収入の増額によるものであります。治験とは、薬品メーカーが医薬品として販売するための許可を得るために行う臨床試験のことですが、この件数が13件から21件に増加したことによるものであります。

第5項養護老人ホーム事業収益は、介護保険法の改定により、施設にとっても各種の加算が得られますので、補正を行います。

1 目 1 節の老人保護措置費収益250万円は、夜勤体制をとることにより加算が得られます。

第2節の使用料1,150万円は、介護を外部のサービス提供事業所に委託した場合に加算が得られます。

4 節の受託事業収益の30万円の減額は、配食サービスの1食当たりの単価の減額と、食数

が減ることによるものであります。

10ページをお願いいたします。

支出、1項医業費用、3目7節の燃料費2,750万円は重油価格の高騰によるもので、予定単価を58円から72円に変えて増額を見込みました。

2項医業外費用、3目4節の消費税雑損失177万円は、納税計算上発生する損失です。

次の5目1節の消費税及び地方消費税24万円は、収入の増加により納税額も増加になります。

3項の看護師確保対策事業費用以下7項のケアハウス事業費用までのそれぞれの諸経費は、いずれも1項同様に重油価格の高騰による増額でございます。

以上で、補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○**総務課長（増田雅男）** それでは、議案第14号及び議案第15号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第14号、旭市特別職報酬等審議会条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、特別職の給料の額等について諮問審査するための審議会を設置するに当たり、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条文の内容について説明いたします。

第1条は、特別職の報酬等を審議するため、審議会を設置する旨の規定であります。

第2条は、報酬等の額の改正に当たっては、あらかじめ審議会に諮問しなければならない旨の規定であります。

第3条は、審議会の委員について定めるものでありまして、公共的団体等を代表する者5名以内、学識経験を有する者5名以内の計10名以内とし、必要に応じ市長が委嘱し、審議が終了したときはその職を失う旨の規定であります。

第4条は、審議会の会長及び副会長について定めるものでありまして、正副会長は委員の互選により定め、会長は審議会を代表し、副会長は会長を補佐する旨の規定であります。

第5条は、会議について定めるものでありまして、会長が招集し、委員の過半数の出席で開催し、出席委員の過半数で決する旨の規定であります。

第6条は、審議会の庶務は総務課が所掌する旨の規定であります。

第7条は、審議会の運営に関して必要な事項は市長が別に定める旨の規定であります。

附則第1条は、本条例の施行日を規定するものであります。

附則第2条は、審議会委員の報酬を旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例において、日額6,000円と規定するものであります。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

次に、議案第15号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、非常勤の職員の報酬に産業医を加えるものでありまして、報酬の額を月額5万円とするものです。

なお、産業医は労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理等のために選任することとされているものでありまして、同法施行令で定める50人以上の労働者を使用する事業場には置かなければならないことと規定されております。

産業医の主な業務は、職員の健康診断に基づく健康管理、職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置等でございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、市民課長、登壇してください。

（市民課長 林 久男 登壇）

○市民課長（林 久男） 議案第16号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

別表第1の改正は、あさひ健康福祉センター旧館にかかわる使用料の規定を削るものであります。あさひ健康福祉センターの旧館は、昭和48年に旭市福祉センターとして建設されましたが、老朽化が進んだことと、新たに整備するパークゴルフ場の用地として使用したいことから、本年11月に取り壊すこととしたものであります。

次に、別表第2の改正は、住民基本台帳の閲覧に関する手数料の規定を改正するもので、住民基本台帳法の一部改正により、平成18年11月1日から住民基本台帳の一部の写しの閲覧ができる場合が限定され、営利目的による閲覧ができなくなることから、主に営利目的等閲覧に適用していた手数料の項目、電算住民リストの閲覧1件につき1,500円、電算住民リストの転記1件につき200円を削るものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 市民課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第19号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤真一 登壇）

○**消防長（佐藤真一）** 議案第18号及び議案第19号について補足説明をいたします。

まず、議案第18号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防本部及び消防署の設置条例につきましては、消防措置法の規定により定めることとなっておりますが、このたび、消防組織法の一部が改正され、条項が整理されたことに基づきまして、条例第1条中の「消防組織法第11条第1項の規定により」とありますのを、「消防組織法第10条第1項の規定により」と改めるものであります。

施行日につきましては、公布の日とするものです。

なお、改正条例の消防組織法第10条第1項の規定とは、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定めると規定されているものでございます。

次に、議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。火災予防条例第4条中のボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料につきまして、現在、使用することが想定されない石綿について遮熱材料の例示から削りまして、そして喫煙の制限としまして、第29条第5号として、山林原野等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて、市長が指定した区域内において喫煙をしないことを加えるものであります。

次に、第4章の改正内容につきましては、所要の文言の整理を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

以上で、議案第18号及び議案第19号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 消防長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

○**商工観光課長（神原房雄）** それでは、議案第20号、旭市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市勤労青少年ホームは、勤労青少年の福祉に関する事業を行うための労働福祉施設として、昭和50年に旭市中谷里8340-44に設置したものであり、建設以来31年を経過する中、施設の老朽化と相まって利用者は減少し、平成11年度以降はほとんど利用者のないのが現状であります。

このような状況から、合併前の旭市行政改革大綱において廃止等が検討されてきたところであり、本年３月に策定された旭市行政改革アクションプランにおいては、平成18年度に廃止する方針が示されたところであります。

また、勤労青少年ホーム運営委員会においても、廃止の同意をいただいております。これらの経緯を踏まえ、これまで国及び千葉県と施設の廃止について協議を重ねてまいりました。

その結果、国からは本年３月31日付け、県からは６月13日付けをもって財産処分（取り壊し）の承認をいただきましたので、今般、勤労青少年ホームを廃止する条例の提案をするものであります。

なお、廃止に伴い、建設時に受けた国及び県補助金の一部に返還金が生じますので、関連する予算についても補正予算に計上したところであります。

以上で、議案第20号について補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、企画課長、登壇してください。

（企画課長 加瀬正彦 登壇）

○企画課長（加瀬正彦） それでは、議案第21号、東総地区広域市町村圏事務組合の共同処理事務の変更及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

現在、より広域での処理が予定されておりますし尿を除きます一般廃棄物につきまして、処理施設の建設及び管理運営を東総地区広域市町村圏事務組合が共同処理する事務として行うこと及びこれに伴って組合規約の一部改正の必要が生じたことから、地方自治法第286条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たりまして、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容でございますけれども、第４条中第５号を１号繰り下げまして同条第６号といたします。第４号の次に第５号として一般廃棄物、これはし尿を除きます。処理施設の建設及び管理運営に関すること、これを加えるものでございます。

なお、附則におきまして、施行日を11月１日とすること及び東総地区広域市町村圏事務組合を構成する市が、現在、管理等を行っている施設につきまして改正規定の適用を除外することを定めております。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、秘書広報課長、登壇してください。

(秘書広報課長 野口徳和 登壇)

○**秘書広報課長（野口徳和）** 議案第23号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には、現在、人権擁護委員が11名おりますが、このうち1名が12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市川口1240番地にお住まいの阿部秀利氏、昭和11年6月27日生まれの方であります。

阿部さんは、温厚誠実な人柄で、地域における信望も厚く、県営ほ場整備事業の川口工区長をはじめとして数多くの役職を務められております。

また、平成12年からは、人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方でありますので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

議案第24号について、水道課長、登壇してください。

(水道課長 堀川茂博 登壇)

○**水道課長（堀川茂博）** 議案第24号、平成18年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分について、補足説明を申し上げます。

この専決処分につきましては、企業債の借り換えによる補正を行ったものでございます。本年度も昨年度に引き続き、公営企業金融公庫資金の年利6%以上が対象で借り換え措置が講じられました。水道事業会計においては、昭和60年度に借りました年利6.9%の未償還元金8,622万6,095円のうち7,970万円が、年利2.5%で7月28日に借り換えられることになりました。その申請要件として予算の議決が必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

主な内容について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、新たに第3項を設け、企業債の借り換え額を7,970万円を予定したものです。支出につきましては、第2項に収入と同額を計上して、補正後の予算額を5億5,999万5,000円と予定したものです。

2ページをお開きください。

第3条は、借換債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

3ページに移らせていただきます。

平成18年度旭市水道事業会計補正予算実施計画でございます。これにつきましては、前段で説明したとおりの内容でございます。

4ページをお開きください。

平成18年度旭市水道事業会計補正予算資金計画でございます。補正する受入、支払資金が同額ですので、差し引きの年度末資金残高は、当初の額と同額の3億9,435万4,000円と予定しております。この借り換えにより軽減される利息は約600万円となります。

以上で、議案第24号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木正道） 水道課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 報告第1号、平成17年度旭市土地開発基金の運用状況について説明いたします。

1、基金現在高であります。平成17年度末基金現在高は6億6,196万5,332円であります。その内訳ですが、2、基金現在高の内訳に示したとおりでございますが、現金保有高は7,791万2,297円、土地保有高は9,925万7,130円であります。

貸付金4億8,479万5,905円は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地及び衛生施設周辺環境整備事業用地分であります。

3の運用状況のうち、D欄の売払利子6万5,686円、F欄の売払元金4,098万3,403円は、旭駅前線用地に係る京葉銀行跡地及び旧ジャスコ跡地を一般会計に売払ったものであります。

H欄の貸付金1,827万8,881円は、谷丁場遊正線用地に係る旭市土地開発公社への貸付金で

あります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 多田清司 登壇）

○学校教育課長（多田清司） 報告第2号、平成17年度旭市奨学基金の運用状況について、ご報告申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、B欄の基金現在高ですが、平成17年度末の基金の現在高は6,737万8,880円となりました。

C欄、貸付につきましては、平成17年度中22人、468万円を貸し付けました。

D欄、返還は、合併前の貸し付け分としまして23人、227万5,000円が返還されました。

その結果、E欄の貸付残高、これが未返還残高であります、17年度末で4,019万8,000円となり、F欄の預金残高は2,718万880円となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 報告第3号、平成17年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、B欄の基金現在高は、平成17年度末で1,000万円であります。

C欄、貸付については、平成17年度中に合計で134件、1,970万9,400円を貸し付けました。

また、D欄、返済は、合併前の貸付分として13件、172万8,000円、合併後の貸付分として117件、1,763万9,400円、合計で130件、1,936万7,400円が返済されました。

この結果、E欄の貸付残高、これが未返済残高であります、17年度末で20件、259万1,000円となり、F欄の預金残高は740万9,000円となっております。

なお、未返済20件のうちには、平成12年度の貸し付け分が1件、平成16年度の貸し付け分が2件含まれております。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第4号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 堀江隆夫 登壇)

○**農水産課長(堀江隆夫)** それでは、報告第4号、株式会社千葉県食肉公社の平成17年度の事業経営状況及び平成18年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告をさせていただきます。

初めに、平成17年度事業報告書及び決算書をご説明申し上げます。

お手元の資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

公社の当期の経営につきましては、豚については一昨年の猛暑や疾病の発生、また、牛はBSE後の飼育サイクルの影響等によりまして生産頭数が大きく減少しております。売上高並びにと場料収入ともに前年を下回りました。と畜頭数では、豚で36万1,469頭、これは対前年比1万4,386頭の減でございます。96.2%になっております。牛で1万4,587頭、これは対前年比5,630頭の減でございます。72.2%となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

収支でございますけれども、損益計算書でご説明申し上げます。

売上高及び売上原価ともに前年を下回りましたが、売上げ総利益で8億5,314万4,119円、これは対前年比102%でございます。こういう状況になっております。

販売費及び一般管理費では、一般管理費の縮減に努めるとともに、租税公課の大幅増と特別損失に過年度減価償却費2億880万1,846円を一括計上したことにより、税引前当期損失2億3,985万3,308円を計上し、これに法人税を加え、当期損失は2億4,038万3,308円となりました。これに前期繰越利益87万9,687円を加えた当期末処分損失は2億3,950万3,621円となりました。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

損失金処理計算書ですけれども、当期末処理損失は、次期繰越損失に2億3,950万3,621円として処理をします。

なお、この決算は、平成18年6月25日開催の株主総会で承認されております。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度事業計画でございます。

1の集荷目標につきましては、豚で36万5,700頭、これは前年比101.2%でございます。牛で1万4,200頭、これは対前年比97.3%を見込んでおります。牛が減少しています要因は、BSE後の飼育サイクルと入荷の低迷による繁殖の抑制等を考慮したものでございます。

2の事業方針につきましては、食肉センターとしての特色を生かしながら、より安全・安心な食肉、より衛生的な食肉の提供と衛生・環境管理体制のさらなる強化のため、稼働率の向上、効率的な経営体質の強化に取り組んでいくということになっております。

次は、8ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度の収支の見込みでございます。

本年度は、効率的な経営と一般管理費の削減によりまして累積赤字の縮減に努めるとともに、当期利益を4,770万円と見込んでおります。

なお、損失補償に係ります借入金額32億6,600万円に対する償還は、当期返済額の累計で11億3,409万円余りとなり、返済計画どおり実行されております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 農水産課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時27分